

2025 年北海道最低賃金取り組み方針

I. 主旨

【地域別最低賃金】

- 「誰もが時給 1,000 円」を達成する。
- 一般労働者の賃金中央値の 6 割水準をめざしさらなる引き上げをはかる。
- 地域間額差の是正を進める。

【特定（産業別）最低賃金】

- 連合本部・構成組織、地方連合会が連携し、特定（産業別）最低賃金の新設・改定に取り組む。
- 地域別最低賃金の近年の引き上げペースを念頭に、特定（産業別）最低賃金の改定申出の基礎となる企業内最低賃金協定の締結・改定に取り組む。

II. 課題認識

1. 絶対水準が低く、地域間格差が大きい地域別最低賃金

- 地域別最低賃金は、
2024 年度改定の結果、16 都道府県で時給 1,000 円に達し、連合が当面の通過点としてきた「誰もが時給 1,000 円」が射程に入った。ただし、現行の水準では年間 2,000 時間働いても年収 210 万円程度であり、一般労働者の賃金中央値に対する比率は 49.3%程度にとどまる。すべての働く者のセーフティネットとして、国際的な水準と比較し不十分であり、最低賃金法第 1 条に規定する生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へと引き上げるべきである。
- 地域間額差の是正も大きな課題である。2002 年度の時間額統一時には 104 円であった最高額と最低額の額差は、2019 年度の 223 円まで拡大し、2024 年度には 212 円まで縮小した。深刻な人手不足の中、地域間額差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白である。2024 年度改定審議では、B、C ランク県の多くで地域間額差縮小につながる、目安額からの上積みを獲得しているが、地域間額差の是正に向けて引き続き取り組む必要がある。
- 他方、政府は全国加重平均 1,000 円達成後の新たな中期目標として、2030 年代半ばまでに全国平均が 1,500 円となることをめざす」としているが、その考え方や目標水準、時間軸を設定した根拠についての説明はない。生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準としては、少なくとも相対的貧困ラインとして国際的に認識されている賃金中央値の 6 割に到達する必要があると考えられる。

2. 地域別最低賃金に対する優位性確保が困難な特定（産業別）最低賃金

- 地域別最低賃金の引き上げペースが加速する中、特定（産業別）最低賃金の引き上げ幅が追従できないケースが増えている。近年は、企業内最低賃金協定の水準の低さを理由に申出が困難となったり、使用者側委員の強い抵抗などにより必要性審議が難航したりというケースが少なくない。結果、地域別最低賃金に対する優位性確保困難な事例が増えている上、2024 年においては必要性審議の後に金額改定を行った特定（産業別）最低賃金のうち、4 分の 1 弱が地域別最低賃金の引上げ幅を上回ったが、非常に厳しい状況に置かれたものも少なくない。
- 地域別最低賃金に対する特定（産業別）最低賃金の枠組みを堅持し、その効果を高めていくためには、企業内最低賃金の取り組みの強化が不可欠である。特定（産業別）最低賃金を有する構成組織は当然のこと、新設等も視野に、すべての構成組織は、加盟組合の企業内最低賃金協定の新規締結、締結金額の引き上げ、適用労働者の拡大に向け支援を強化していく必要がある。
- 地方審議において、各地方独自のルールや慣習にもとづく運用が常態化し、労使のイニシアティブが十分に担保されない状況が散見される。地方審議運営の円滑化のため、一定のガイドラインなどの策定につい

て検討を進めるべきである。

- 現行の特定最低賃金は業種にもとづく産業別最低賃金のみであるものの、近年の情勢変化や賃金の動向などを踏まえれば、職業別最低賃金の新設についても検討に値する。

Ⅲ. 具体的な取り組み

1. 地域別最低賃金について

(1) 基本的考え方

- 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引き上げが必要である。そしてその水準は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準とすべきである。
- 2024年度改定の結果、16都道府県で時給1,000円に達し、連合が当面の通過点としてきた「誰もが時給1,000円」が射程に入った。来年は、全都道府県で1,000円に到達するとともに、一般労働者の賃金中央値の6割水準をめざした引き上げをはかる。
- 地域別最低賃金の地域ごとの金額差が積み重なり、隣県や都市部への働き手流出の一因となっていることから、地域間の「額差」縮小をめざす。

(2) 2025年度の目標

- 1) 全都道府県で1,000円以上への引き上げをめざす。
- 2) 中期的に達成すべき目標への到達に向けた引き上げをはかる。
外部労働市場における求人募集賃金の実態や高卒初任給との均衡¹も考慮の上、連合リビングウェイジ² [別紙1] および相対的貧困ライン水準 (1,321円³) などを重視し、あるべき水準への到達をめざす。
- 3) 地域間の「額差」を縮小する。
Cランクの底上げと同一ランク内での額差縮小にこだわって取り組む。

<補足説明>

- 国際的には一般労働者の賃金の平均値や中央値の5～6割が相対的貧困ラインとされている。
- EUが2022年に発令した最低賃金に関する指令では、「中央値の60%」と「平均値の50%」を国際的に共通して用いられる指標となる基準値とし、最低賃金を定めている各国の適正水準への引き上げを促している。
- 英国では2016年当時の中央値比率は54%程度であったが、同年に「中央値の60%」を5年後の中期目標に定め、公労使による委員会で経済や物価の状況、雇用への影響などを点検しながら柔軟に毎年引き上げ幅を勧告している。結果的に各年約1ポイントの改善ペースで引き上げを行ったが、コロナ禍の時期を除けば、2%成長の下で雇用や物価に大きな影響を与えることはなかった。2020年に「中央値の60%」を計画通りに達成したことから、「中央値の2/3」を次の中期目標に定め、2024年に達成、2025年以降もこの水準を維持する方針である。
- 一般労働者の賃金の中央値に対する現在の日本の最低賃金(全国加重平均)の比率は49.3%⁴程度であり、中期的な全国目標として6割水準への到達をめざす。なお、時間軸については、経済・物価・雇用等の情勢を加味しながら毎年1ポイントを目途としたペースで改善をはかり、2035年ごろの実現をめざす。
- 日本におけるシミュレーションは [別紙2] の通り。現在の賃上げを中期的に継続し(一般労働者の所定内賃金の中位数が年2～3%上昇)、11年程度で中位数の6割水準まで引き上げる場合、2035年ごろには1,600円～1,900円程度となる。

1 「2024年度決定初任給の最終結果」(労政時報,2024)より、高卒・事務技術の初任給額は191,455円であり、これを2023年度賃金構造基本統計調査における所定労働時間166時間で除すと1,153円となる。

2 連合リビングウェイジは、経済動向などを踏まえ定期的に改定する(基本改定は5年目途、簡易改定はほぼ毎年)。

3 一般労働者の所定内給与額の中央値279,800円/月(166時間)+年間賞与の平均値909,000円/12月(2023賃金構造基本統計調査第1表、第3表)に2024毎月勤労統計で2024年の賃上げ分が反映していると推測される5-9月の一般労働者所定内給与(共通事業所集計)前年比2.8%の伸びを反映した金額の60%の時給相当額は1,321円となる。

4 2023年度賃金構造基本統計調査と2024年度改定後の最低賃金額(全国加重平均)から連合試算。なお、一時金相当分は便宜的に同調査における「年間賞与その他特別給与額」の平均値を用いた。

(3) 中央最低賃金審議会における具体的な取り組み

1) 日程配置

○全都道府県で10月1日に改正が発効できるよう、遅くとも7月末までの目安答申をめざす。

2) 目安額の考え方

○連合本部は、法定最低賃金決定の3要素を考慮しつつ、額差改善に結びつく目安の引き出しをめざす。
具体的な考え方は、目安審議前に改めて示す。

3) その他

○中央最低賃金審議会は、地方での審議に資するよう、審議会でとりまとめた目安額等について、地方審議会委員への理解浸透をはかる。

(4) 地方最低賃金審議会における具体的な取り組み

1) 要請行動

○地域別最低賃金の改定などに関わる要求提出および要請は、それぞれの実情を踏まえ可能な限り3月上旬までに労働局および経営者団体などに対して行う。

2) 公益委員や使用者側委員への理解活動

○公労使が共通理解に基づき審議を行うことができるよう、事前の働きかけを行うとともに、労働局主催で公労使の学習会や現場視察の実施等呼びかける。

3) 構成組織との連携

○連合北海道の方針に沿って、労働者側委員と最低賃金対策委員会が十分に連携をはかりつつ審議会対応を強化する。

4) 日程配置

○10月1日までの発効をめざし、審議日程を配置する。なお、金額審議が難航するなどにより大幅な遅延が見込まれる場合は、連合本部と連携し柔軟な対応をはかる。

5) 金額審議

○中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、北海道における賃金実態、生活実態・生計費を重視し、絶対額での適正な水準確保をめざして自主性を発揮した取り組みを進める。

○なお、生計費としては北海道の連合リビングウェイズ時間額 **別紙1** や相対的貧困ラインの水準（全国）を重視し、セーフティネットとして実効性の高い水準をめざす。

6) 情報共有

○審議経過と結審内容はSlackと@RENGO最低賃金システムを通じて速やかに共有し、金額引き上げの相場形成・波及に努める。

○後半日程で審議する地方への影響が懸念される状況となった場合は、連合本部との連携をより緊密にしつつ対応する。

2. 北海道における取り組み

(1) 金額改定の基本的考え方

○北海道最低賃金の改定にあたっては、中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、北海道における賃金実態、生活実態・生計費を重視し、適正な水準確保をめざして自主性を発揮した取り組みを進める。
賃金実態として2025春季生活闘争の時間給引き上げ額、生計費としては北海道の連合リビングウェイズ時間額を重視し、「セーフティネットとしての実効性の高い水準」をめざす。

(2) 北海道労働局への要求（改定目標）提出および経営者団体への要請

○北海道最低賃金の改定などに関わる要求提出および要請は、それぞれの実情を踏まえ可能な限り3月上旬までに北海道労働局および経済団体などに対して行う。連合北海道の要請に応じて中央最低賃金審議会委員も要請行動に同行する。

(3) 北海道最低賃金審議会における取り組み

○連合北海道の方針に沿って、労働者側委員と最低賃金対策委員会と情報共有をはかりつつ審議会対応を

図る。

- ①審議日程 10月1日発効をめざした日程を求める。
- ②情報共有 審議経過を都度連合本部に報告する。後半日程で審議する地方への影響が懸念される状況となった場合は、連合本部との連携をより緊密にしつつ対応する。Slack と @RENGO の最低賃金情報システムに審議経過・結審内容を随時入力することにより、情報の共有化をはかり、金額引き上げの相場形成・波及に努める。

3. 特定（産業別）最低賃金改正の取り組み

（1）基本的な考え方

- 特定（産業別）最低賃金は、労働条件の向上または事業の公正競争をより高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしている。これは北海道最低賃金との優位性確保が課題となる中であっても、何ら変わることはない。
- 公正競争が担保される環境醸成の必要性の高まりや産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の人材獲得競争の激化などに鑑みれば、むしろ特定（産業別）最低賃金の意義や必要性は高まっている。公労使はその重要性を再認識し、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けて、審議会運営の進め方等も含め、真摯な議論を尽くすべきである。
- したがって、構成組織（本部及び地方組織）・関係組合および連合北海道に密に連携し、当該特定（産業別）最低賃金が適用されている労働者の現況や当該産業の実態と今後の展望について状況を共有するとともに、地域における産業ごとの企業横断的な賃金決定システムとしての役割を十分考慮して対応する。

（2）企業内最低賃金協定の締結拡大・水準引き上げ

- 地域別最低賃金に対する優位性低下に歯止めをかけるためには、企業内最低賃金協定の新規締結・水準引き上げ・適用労働者拡大が急務である。高卒初任給の大幅な上昇など労働市場の変化も踏まえて、企業内の賃金の底支えと組合員の生活の安心・安定、人材確保の視点に加え、企業横断的な賃金決定システムとして特定（産業別）最低賃金の新設・金額改正に寄与することを強く意識し、以下の通り取り組む。
- ①すべての組合は、企業内すべての労働者を対象に企業内最低賃金協定を締結する。
- ②締結水準は、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、2025年度は「時給1,250円以上」をめざすとともに、相対的貧困ラインの水準（1,321円）を掲げていることも踏まえ、さらなる引き上げをめざす。加えて、近年の北海道最低賃金の引き上げペースを念頭に企業内最低賃金協定を総点検し、北海道最低賃金に対する優位性を保つことができる額への引き上げをはかる。
- ③交渉の過程では、使用者に対し、企業内最低賃金および特定（産業別）最低賃金の目的・役割を十分に説明し、労使の社会的責任について理解を求める。
- ④構成組織は、加盟組合の企業内最低賃金協定の新規締結、締結水準の引き上げ、適用労働者の拡大に向けた支援を強化する。

（3）北海道最低賃金審議会における具体的な取り組み（詳細は別紙3）

- 北海道では4業種の締結となっており、目標を地賃比の110%を鉄鋼、105%を電機・乳糖・船舶とし、取り組みを進めることとする。

2024 特定（産業別）最低賃金審議決定状況

業種	時間額	引上額	引上率	地賃比率	部会採決日	発効日	労働者数	割合
鉄 鋼	1,100 円	70 円	6.80%	108.9%	9 月 25 日	12 月 1 日	2974/4030	73.80%
電 機	1,049 円	52 円	5.22%	103.9%	10 月 1 日	12 月 1 日	2498/6622	37.72%
乳 糖	1,048 円	52 円	5.22%	103.8%	10 月 3 日	12 月 1 日	1979/5201	38.05%
船 舶	1,040 円	50 円	5.05%	103.0%	10 月 1 日	12 月 1 日	378/913	41.40%

※ 適用労働者数は、平成 28 年経済センサスに基づく労働者数

1) 連携強化

○構成組織本部、構成組織地方支部組織、連合北海道、連合本部が連携を密にしながら取り組みをはかる。

2) 理解活動の促進

○北海道最低賃金のみならず、特定（産業別）最低賃金についても、公労使が共通理解に基づき審議を行うことができるよう、事前の働きかけを行うとともに、北海道労働局主催で公労使の学習会の開催すること等と呼びかける。

3) 申出段階における企業内最低賃金協定の総チェック

○申出を行う構成組織は、近年の北海道最低賃金の引き上げペースを念頭に、申出に添付する企業内最低賃金協定の水準を点検する。

4) 必要性審議における当該産業労使のイニシアティブ発揮

○必要性審議が難航する場合等については、当該産業労使の意見を十分踏まえて審議がなされるように、当該産業労使が入った議論の場の設置を求める。ただちに設置することが難しい場合は「参考人」の招集を求める。

○なお、「2002 年中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度に関する全員協議会報告」では、「関係労使の参加による必要性審議」の重要性が確認されていることも主張根拠の 1 つとする。

○また、「必要性なし」が主張される場面では、そのエビデンスとなるデータの提出を使用者側に対して求める。

5) 日程配置

○12 月 1 日発効をめざし、審議日程を配置する。なお、北海道最低賃金の審議が遷延する場合などは、その結審を待たず、あらかじめ日程調整を行うよう労働局へ求める。

6) 北海道最低賃金と著しく近接した場合の対応

○北海道最低賃金と特定（産業別）最低賃金が著しく接近した場合、構成組織は、関係する組合及び連合北海道と当該特定（産業別）最低賃金が適用されている労働者の現況や当該産業の実態と今後の展望について状況を共有するとともに、対象労働者や業種区分の変更等も視野に入れ、今後の対応を検討する。

○なお、一度北海道最低賃金が特定（産業別）最低賃金と同額以上となった場合であっても、金額改正の「必要性有り」を引き出すケースは少なくない。構成組織は、関係する組合及び連合北海道と連携し、「必要性あり」を引き出すべく粘り強く取り組みを進める。

7) 新設の取り組み

○構成組織は特定（産業別）最低賃金の有無にかかわらず、新設に向けた検討を進める。なお、新設の動きがある場合は、事前に連合本部と連携し対応する。

8) 廃止等の動きへの対応

○北海道労働局長の職権による廃止等の動きがある場合には、他の特定（産業別）最低賃金へ及ぶ影響も踏まえ、事前に連合本部と連携し対応する。

Ⅳ. 最低賃金の遵守を求める取り組み

1. 連合本部の取り組み

○最低賃金の履行確保のため、労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化をはかるよう、国に対し引き続き求める。

- 最低賃金の引き上げにともなう労務費の上昇分を適切に価格転嫁できるよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性の確保等について、国に対し引き続き求める。
- 「連合アクション」との連動なども含め、最低賃金の遵守および引き上げに向けた大衆行動を随時実施する。
- 地域別最低賃金改定額の周知を促進するため、チラシデータを提供する。チラシ作成や新聞広告などを実施する地方連合会に対し、費用を一部補助する。

2. 連合北海道、地協の取り組み

- 北海道最低賃金改定額の決定後、街宣行動でのチラシ配布や新聞広告など地域実情に応じた方法で周知活動を行う。
- 最低賃金の履行確保に向けた監督行政の抜本強化を北海道労働局に求める。加えて、政策・制度要請の機会等を捉え、北海道知事等に対しても、最低賃金の重要性に関する理解を求める。
- 来年度においても、北海道地方最低賃金審議会に向けて、また、道民世論の喚起に向けた諸行動として、以下の取り組みを展開していく。

①北海道議会をはじめ各市町村議会での意見書採択の取り組み（地協段階）

（2024 年は 66 自治体、2023 年は 54 自治体、2022 年は 59 自治体）別紙 4

「2025 年度北海道最低賃金改正等に関する要請書」は別途作成

②最低賃金審議会会長・労働局に対する要請行動の展開

6 月上旬に要請行動を展開する。

③審議会の山場に向けて FAX 行動の取り組み

（2024 年は 287 団体、2023 年は 416 団体、2022 年は 354 団体）別紙 5

- ・産別及び単組の支部・分会、地協・地区連合、青年・女性も含め、あらゆる組織から、下記宛先への FAX 送付行動（別途作成）を展開する。
- ・送付期間 2025 年 7 月上旬～7 月下旬（別途通知）
- ・送付先 北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野 淳 宛

④審議会の動向に合わせて第 1 合同庁舎前での昼休み集会の開催（別途通知）

- ・日 時 2025 年 7 月下旬 12 時 20 分～（20 分程度）
- ・場 所 札幌第 1 合同庁舎前（札幌市北区北 8 条西 2 丁目）南向き路上
- ・内 容 主催者あいさつ、これまでの経過、シュプレヒコール
- ・参加者 100 人規模

また、北海道最低賃金額が改定された後、その周知活動を行う。各地域の実情に応じた方法を選択するが、統一的運動をめざし、連合本部が作成するチラシを活用した街宣活動に取り組む。また、地協段階において、自治体要請行動を展開し、履行確保に取り組む。

3. 構成組織の取り組み

- 構成組織は、特定（産業別）最低賃金の改定について、関係団体へ周知する。あわせて、加盟組合を通じて、当該事業所において特定（産業別）最低賃金が適用される全労働者への周知をはかる。

V. ブロック会議・学習会などの開催

1. 連合本部の取り組み

- 全国最低賃金対策会議を開催し、構成組織・地方連合会との情報連携を密にする（目安審議前の 6 月、目安答申後の 7 月を想定）。
- 最低賃金全国学習会を開催する（2025 年 6 月に予定）。
- 構成組織、地方連合会、地方ブロックが自主的に開催する担当者会議などに、要請に応じて中央最低賃金審議会委員、連合本部担当者を派遣する。なお、地方ブロック担当者会議の開催費用については、連合本部が一部補助する。

2. 連合北海道の取り組み

- 目安審議前（5 月～6 月）に、地方最低賃金審議会の本審委員・産業別専門部会委員が会する担当者会

議を開催する。担当者会議には、特定（産業別）最低賃金を有する構成組織本部担当者等が参加し、特定（産業別）最低賃金に関する構成組織と連合北海道の連携を強化する。

- 北海道最低賃金審議会の本審委員・産業別専門部会委員の合同学習会・情報交換会等を開催する。
- 連合本部が開催する最低賃金担当者会議および最低賃金学習会に参加し、地方連合会間の情報連携を密にする。

3. 構成組織の取り組み

- 特定（産業別）最低賃金を管轄している構成組織は、組合役員の世代交代状況も踏まえ、学習会・情報交換会等を開催する。
- 連合本部や連合北海道が開催する諸会議に参加する。また、連合北海道が開催する諸会合への参加を加盟組合に促す。

以 上

2024 改定 LW と 2024 地域別最低賃金との比較

別紙 1

		2024LW			2024LW(自動車保有の場合)			⑤2024 地域別 最低賃金	地域物価指数	
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		②/165h(円)	(円)	⑤/①	④/165h(円)	(円)	⑤/③		さいたま市=100	
地質 A	東 京	1,350	223,000	86.1	1,680	277,000	69.2	1,163	101.6	127.8
	神 奈 川	1,270	210,000	91.5	1,600	264,000	72.6	1,162	101.5	104.5
	大 阪	1,190	197,000	93.6	1,510	249,000	73.8	1,114	98.3	88.6
	埼 玉	1,210	200,000	89.1	1,530	252,000	70.5	1,078	99.0	91.7
	愛 知	1,170	193,000	92.1	1,480	245,000	72.8	1,077	97.7	82.5
	千 葉	1,220	201,000	88.2	1,540	254,000	69.9	1,076	99.9	91.1
地質 B	京 都	1,200	198,000	88.2	1,520	251,000	69.6	1,058	99.6	86.4
	兵 庫	1,190	196,000	88.4	1,500	248,000	70.1	1,052	98.1	86.6
	静 岡	1,150	190,000	89.9	1,470	242,000	70.3	1,034	97.7	77.0
	三 重	1,150	189,000	89.0	1,460	241,000	70.1	1,023	98.3	72.2
	広 島	1,160	191,000	87.9	1,470	243,000	69.4	1,020	98.1	77.0
	滋 賀	1,160	191,000	87.7	1,480	244,000	68.7	1,017	98.5	76.9
	北 海 道	1,160	191,000	87.1	1,480	245,000	68.2	1,010	101.6	67.8
	茨 城	1,130	187,000	88.9	1,440	238,000	69.8	1,005	97.3	71.1
	栃 木	1,130	186,000	88.8	1,440	237,000	69.7	1,004	96.9	70.3
	岐 阜	1,120	185,000	89.4	1,430	236,000	70.0	1,001	96.7	69.4
	富 山	1,130	187,000	88.3	1,450	239,000	68.8	998	98.1	69.1
	長 野	1,130	186,000	88.3	1,440	237,000	69.3	998	97.3	69.8
	福 岡	1,140	188,000	87.0	1,450	240,000	68.4	992	96.9	75.9
	山 梨	1,120	185,000	88.2	1,440	237,000	68.6	988	97.2	68.4
	奈 良	1,150	190,000	85.7	1,460	241,000	67.5	986	96.6	79.5
	群 馬	1,100	182,000	89.5	1,410	233,000	69.9	985	95.9	67.3
	新 潟	1,130	186,000	87.2	1,440	238,000	68.4	985	97.4	69.9
	石 川	1,140	188,000	86.3	1,460	241,000	67.4	984	98.9	69.6
	福 井	1,140	188,000	86.3	1,450	240,000	67.9	984	98.4	71.1
	岡 山	1,140	188,000	86.1	1,450	239,000	67.7	982	97.5	72.7
	和 歌 山	1,120	184,000	87.5	1,430	236,000	68.5	980	98.2	64.4
	徳 島	1,130	186,000	86.7	1,440	238,000	68.1	980	98.3	66.4
	山 口	1,130	186,000	86.6	1,440	238,000	68.0	979	99.3	63.7
	宮 城	1,160	192,000	83.9	1,480	244,000	65.7	973	99.0	76.5
	香 川	1,130	186,000	85.8	1,440	237,000	67.4	970	97.6	68.3
	島 根	1,130	187,000	85.1	1,450	239,000	66.3	962	99.6	64.3
	愛 媛	1,120	184,000	85.4	1,430	236,000	66.9	956	98.0	63.8
	福 島	1,130	186,000	84.5	1,440	238,000	66.3	955	98.7	66.2
地質 C	鳥 取	1,120	185,000	85.4	1,440	238,000	66.5	957	98.5	65.4
	佐 賀	1,120	184,000	85.4	1,430	236,000	66.9	956	97.2	67.0
	山 形	1,150	190,000	83.0	1,470	243,000	65.0	955	100.6	68.4
	大 分	1,100	182,000	86.7	1,410	233,000	67.7	954	97.0	63.2
	青 森	1,120	184,000	85.1	1,430	236,000	66.6	953	98.5	61.9
	長 崎	1,120	185,000	85.1	1,440	237,000	66.2	953	98.3	65.2
	鹿 児 島	1,080	178,000	88.2	1,380	228,000	69.1	953	95.4	60.1
	熊 本	1,130	186,000	84.2	1,450	239,000	65.7	952	98.6	67.1
	高 知	1,130	186,000	84.2	1,440	238,000	66.1	952	99.3	63.9
	宮 崎	1,080	179,000	88.1	1,390	230,000	68.5	952	95.9	61.5
	沖 縄	1,160	192,000	82.1	1,480	245,000	64.3	952	99.8	74.0
	岩 手	1,130	186,000	84.2	1,450	239,000	65.7	952	99.2	65.3
	秋 田	1,120	184,000	84.9	1,430	236,000	66.5	951	98.3	62.9

*1 ①と③は、それぞれ月額である②と④を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の所定内実労働時間数全国平均の直近3年平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入
 *2 さいたま市のリビングウェイズ(成人単身)を住居費と住居費以外に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出
 *3 「住居費以外の地域物価指数」は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局、2023)の「家賃を除く総合」指数から算出
 *4 「住居費の地域物価指数」は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局、2023)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出

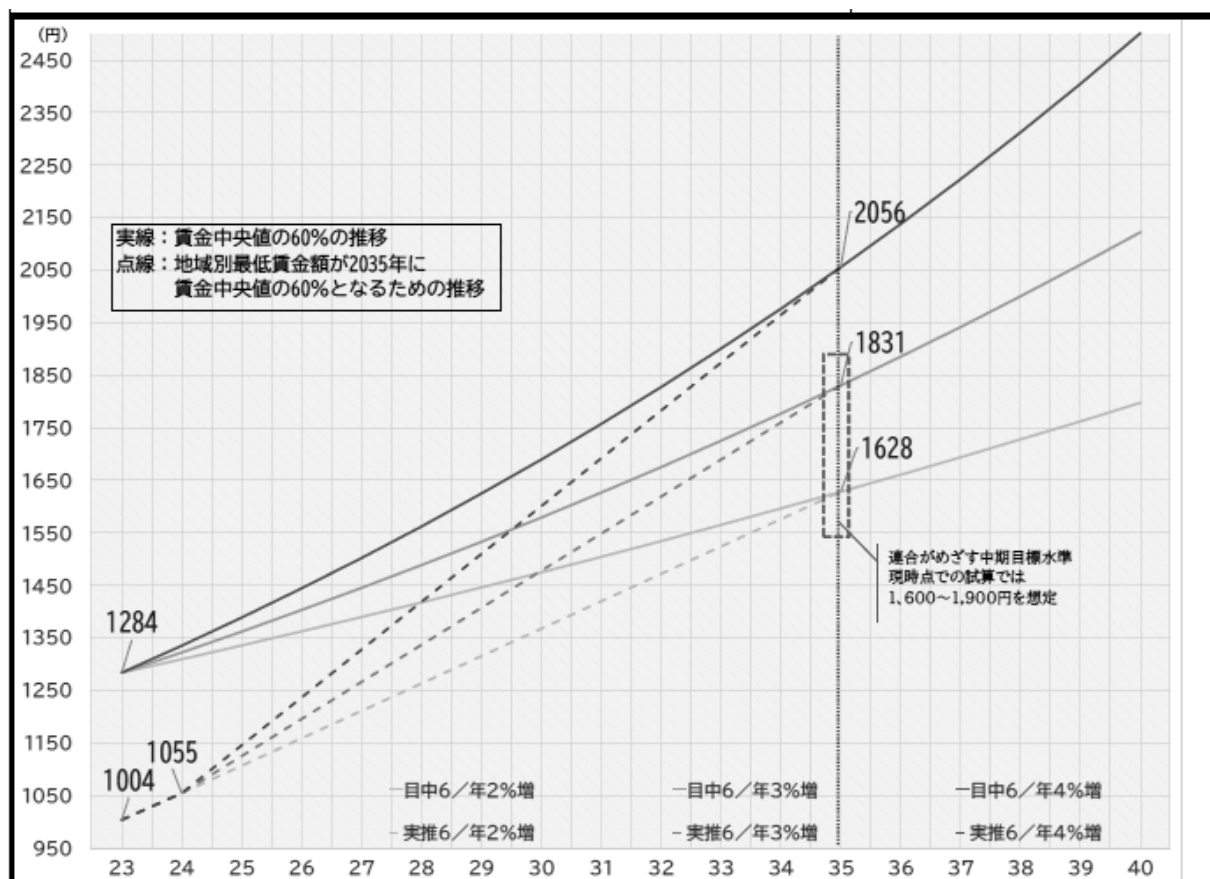


図. 年間賃金上昇率別、賃金中央値の60%に到達するための最低賃金額推移

注. 2023 賃金構造基本統計調査 1 表より。一時金相当分は便宜的に同調査における「年間賞与その他特別給与額」の平均値を用いた。各実線は、算出した「中央値」が、それぞれ毎年2%、3%、4%ずつ上昇することを想定し試算したもの。各点線は、2035年に同試算値に到達するための推移。

特定（産業別）最低賃金の改定に向けた具体的な取り組み手順

意向 表明	新設・金額改正に係る「意向表明」は、構成組織本部、構成組織地方支部組織、連合北海道が連携を密にし、遅くとも 3 月末までに行う。	
	①産業のくくり・基幹的労働者の決定	連合北海道は、できる限り早い時期に最低賃金対策委員会などを開催し、構成組織地方支部組織や構成組織本部と連携の上、「金額改正および新設」産業の決定、「新設」の場合の産業のくくり方、対象労働者の範囲などを確定させる。
	②使用者との事前協議	意向表明に先立って、構成組織本部や構成組織地方支部組織は当該産業の使用者団体と、連合北海道は経済団体と、それぞれ意思疎通を十分にはかり、合意形成に努める。
申出	新設・金額改正に係る申出は、各構成組織本部、構成組織地方支部組織、連合北海道が連携を密にし、6 月末目途を基本とし、遅くとも 7 月末までに行う。	
	①適用労働者数の確定	適用労働者数は毎年の労働者数の増減も勘案した上で意向表明後に各労働局より通知される。直近の雇用変化の動向について事前に労働局との十分な意思疎通を行った上で、適正な適用労働者数を確定させ、申出の前倒しをはかる。 適用労働者数の大きな変化や産業分類上の扱いなど精査が必要な案件については、労働局と事務手続上の協議を十分に行うとともに、事前に構成組織本部、連合本部と連携する。
	②合意労働者の確保	構成組織は、合意労働者確保に向けた「必要性」の機関決議や個別合意（個人署名）の集約などに努め、申出に向けた準備を進める。なお、労働協約ケースによる申出の拡大をめざす。公正競争ケースによる申出であっても、可能な限り合意労働者に占める「企業内最低賃金協定」適用労働者のウエイトを高めるよう、構成組織は企業内最低賃金協定締結の拡大と水準改善に取り組む。
	③企業内最低賃金協定額のチェック	事実上、申出に添付する企業内最低賃金協定の下限額が、特定（産業別）最低賃金改正の上限となる。したがって、北海道最低賃金に対する優位性および北海道最低賃金の近年の引上げの状況等も踏まえ、申出に添付する企業内最低賃金協定の水準をチェックする。
審議	審議にあたっては、当該専門部会労働者側委員と連合北海道や構成組織地方組織との連携強化をはかる。	
	①使用者との事前協議	当該産業労使の合意形成に向けた事前の働きかけを強化する。
	②必要性審議	北海道最低賃金審議会本審で行われる「必要性の審議」において必ず「必要性あり」の答申を引き出した上で、当該産業労使が参加する専門部会で金額審議を行う。なお、特定（産業別）最低賃金の水準は、北海道最低賃金額を上回らなければならないので、北海道最低賃金と特定（産業別）最低賃金の水準が僅差の場合には、「必要性の審議」が事実上の金額審議となる。したがって、「必要性の審議」においては、当該労使の意見を十分踏まえて審議がなされるように、「参考人」を招集することや当該産業の労使が入った場で必要性を審議すべきことも主張すべく、構成組織本部や連合本部との連携をより緊密にしつつ対応する。
	③金額審議	金額改定については、「企業内最低賃金に準拠した水準」をめざす。
	④発効日	年内発効を基本とし、さらに前倒しし 10 月～11 月発効もめざす。
	⑤情報共有	専門部会労働者側委員は審議の進捗状況を連合北海道へ報告する。連合北海道はその内容を Slack および @RENGO の最低賃金情報システムに随時入力して情報の共有化をはかり、各産業の金額引き上げ相場の形成・波及をめざす。

令和6年度 市町村議会 北海道最低賃金に関する意見書受付一覧（局長あて）

令和6年7月23日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
1	森町	令和6年6月10日	
2	中札内村	令和6年6月14日	
3	八雲町	令和6年6月14日	
4	浦幌町	令和6年6月17日	
5	上士幌町	令和6年6月17日	
6	標茶町	令和6年6月17日	
7	上川町	令和6年6月17日	
8	豊頃町	令和6年6月17日	
9	函館市	令和6年6月18日	
10	美唄市	令和6年6月19日	
11	増毛町	令和6年6月20日	
12	士幌町	令和6年6月20日	
13	紋別市	令和6年6月21日	
14	士別市	令和6年6月25日	
15	松前町	令和6年6月25日	
16	留萌市	令和6年6月25日	
17	日高町	令和6年6月25日	
18	赤平市	令和6年6月25日	
19	苫前町	令和6年6月25日	
20	小清水町	令和6年6月25日	
21	音更町	令和6年6月25日	
22	倶知安町	令和6年6月25日	
23	新得町	令和6年6月25日	
24	美瑛町	令和6年6月25日	
25	津別町	令和6年6月25日	
26	池田町	令和6年6月25日	
27	砂川市	令和6年6月25日	

令和6年度 市町村議会 北海道最低賃金に関する意見書受付一覧（局長あて）

令和6年7月23日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
28	和寒町	令和6年6月25日	
29	清水町	令和6年6月25日	
30	遠軽町	令和6年6月25日	
31	旭川市	令和6年6月26日	
32	富良野市	令和6年6月26日	
33	共和町	令和6年6月26日	
34	苫小牧市	令和6年6月26日	
35	標津町	令和6年6月27日	
36	知内町	令和6年6月27日	
37	江差町	令和6年6月27日	
38	斜里町	令和6年6月27日	
39	遠別町	令和6年6月28日	
40	室蘭市	令和6年6月28日	
41	佐呂間町	令和6年6月28日	
42	余市町	令和6年6月28日	
43	釧路市	令和6年7月1日	
44	音威子府村	令和6年7月1日	
45	深川市	令和6年7月1日	
46	占冠村	令和6年7月1日	
47	福島町	令和6年7月1日	
48	伊達市	令和6年7月1日	
49	名寄市	令和6年7月1日	
50	北広島市	令和6年7月1日	
51	下川町	令和6年7月1日	
52	置戸町	令和6年7月2日	
53	帯広市	令和6年7月2日	
54	美幌町	令和6年7月2日	

令和6年度 市町村議会 北海道最低賃金に関する意見書受付一覧（局長あて）

令和6年7月23日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
55	三笠市	令和6年7月3日	
56	むかわ町	令和6年7月4日	
57	幕別町	令和6年7月5日	
58	恵庭市	令和6年7月8日	
59	登別市	令和6年7月8日	
60	石狩市	令和6年7月8日	
61	網走市	令和6年7月8日	
62	平取町	令和6年7月8日	
63	小樽市	令和6年7月8日	
64	浦河町	令和6年7月11日	
65	根室市	令和6年7月12日	
66	稚内市	令和6年7月16日	
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

	要請団体名		要請団体名
1	日本労働組合総連合会北海道連合会	26	連合北海道江差地区連合会
2	コープさっぽろ労働組合	27	連合北海道上ノ国地区連合会
3	電機連合 北海道地方協議会	28	連合北海道厚沢部地区連合会
4	北海道旅客鉄道労働組合 函館地方本部	29	連合北海道乙部地区連合会
5	北海道教職員組合 釧路支部	30	連合北海道奥尻地区連合会
6	連合北海道根室地区連合会	31	連合北海道今金地区連合会
7	連合北海道歌志内地区連合会	32	連合北海道せたな地区連合会
8	環境開発工業労働組合	33	連合北海道檜山地域ユニオン
9	UAゼンセン北海道支部	34	連合北海道奥尻地域ユニオン
10	UAゼンセン北海道支部 まちづくり委員会	35	道季節労働檜山地区本部
11	UAゼンセン北海道支部 教育委員会	36	連合北海道檜山地域協議会女性委員会
12	UAゼンセン北海道支部 男女共同参画委員会	37	自治労全道庁労連檜山総支部家族会
13	UAゼンセン北海道支部 ヤングリープス北海道	38	パナソニックスイッチングテクノロジーズ労働組合
14	紙パ連合北海道地方本部	39	連合北海道恵庭地区連合
15	連合札幌南区連合会 3通	40	UAゼンセンツルハユニオン
16	日本郵政グループ労働組合北海道地方本部 3通	41	雇用労働釧路支部
17	全開発帯広支部	42	連合北海道日高地域協議会
18	花王ビューティーブランドカウンセリング労働組合北海道支部	43	連合北海道浦河地区連合会
19	北海道教職員組合 函館支部	44	連合北海道新冠地区連合会
20	DCM ユニオン	45	連合北海道えりも地区連合会
21	全北海道開発局労働組合札幌支部	46	連合北海道様似地区連合会
22	釜屋電機労働組合	47	北海道教職員組合
23	北教組釧路支部	48	アークスグループ労働組合
24	連合北海道苫小牧地区連合	49	美唄地区連合会
25	連合北海道檜山地域協議会	50	十勝葉山電器系列労働組合

※受付順

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

51	連合北海道札幌地区連合 東区連合会	76	連合北海道 札幌地区連合会
52	札幌地区連合会 西区連合	77	連合北海道 札幌地区連合会 青年委員会
53	自治労北海道道東地方本部 網走ブロック協議会	78	連合北海道 札幌地区連合会 女性委員会
54	JP労組 オホーツク南支部	79	自治労北海道都市職員共済組合労働組合
55	アークスグループ労働組合連合 フクハラ労働組合	80	札幌地区連合 清田区連合会
56	札幌地区連合清田区連合会	81	北海道季節労働組合
57	自治労千歳市職員労働組合	82	北海道季節労働組合札幌地区本部
58	札幌地区ユニオン	83	自治労旭川市職員労働組合
59	連合北海道網走地域協議会	84	北海道教職員組合渡島支部
60	連合北海道北見地区連合会	85	函館市交通労働組合
61	自治労北海道札幌地方本部	86	自治労岩内町職員労働組合
62	自治労北海道札幌地方本部青年部	87	自治労岩内町職員労働組合青年女性部
63	自治労北海道札幌地方本部女性部	88	自治労幕別町職員組合
64	自治労北海道札幌地方本部衛生医療評議会	89	自治労幕別町職員組合青年部
65	自治労北海道札幌地方本部現業公企都市交評議会	90	自治労幕別町職員組合女性部
66	自治労北海道札幌地方本部社会福祉評議会	91	全開発労働組合旭川支部
67	連合北海道深川地区連合会	92	東光ストア労働組合
68	札幌パートユニオン	93	自治労豊富町職員労働組合
69	連合北海道中標津地区連合会	94	赤平市職員労働組合
70	北教組空知支部秩父別支会	95	札幌地区連合会白石区連合会
71	黒井産業労働組合亀田自動車学校支部 3通	96	日本製紙労働組合 旭川支部 3通
72	自治労中標津町職員労働組合連合会	97	自治労士幌町職員組合
73	自治労中標津町職員労働組合連合会青年部	98	自治労士幌町職員組合青年部
74	札幌地区連合手稲区連合会	99	自治労士幌町職員組合女性部
75	連合北海道 石狩地域協議会	100	安全永楽交通労働組合

※受付順

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

101	連合北海道弟子屈地区連合会	126	自治労全道庁労連釧路総支部
102	自治労北海道市町村職員共済組合職員労働組合	127	自治労苫小牧市立病院職員組合
103	道南ラルズ労働組合 3通	128	自治労恵庭市職員労働組合
104	自治労斜里町職員労働組合連合会	129	JR北海道労組 旭川支部
105	自治労斜里町職員労働組合連合会 青年女性部	130	連合北海道妹背牛地区連合会
106	全自交北海道地方連合会	131	ダイレックスユニオン
107	芦別地区連合会	132	連合北海道幌加内地区連合会
108	北海道レジャー・サービストータルユニオン	133	自治労市立室蘭総合病院労働組合
109	互信東部労働組合 3通	134	自治労浦河町職員労働組合
110	プロスタッフユニオン	135	自治労歌志内市職員労働組合
111	連合北海道空知地域協議会	136	札幌地区連合会厚別区連合会
112	連合空知労働組合	137	北海道旅客鉄道労働組合 旭川車掌所分会
113	アークスグループ労働組合連合 ラルズ労働組合	138	北海道旅客鉄道労働組合 旭川車掌所分会青年部
114	自治労鹿追町役場職員組合	139	自治労北広島市職員労働組合
115	情報労連北海道協議会	140	自治労北広島市職員労働組合 青年部
116	運輸労連旭川地方協議会	141	安平地区連合会
118	全日通労働組合旭川支部	142	函館エアサービス労働組合 3通
119	全日通旭川退職者の会	143	自治労全北海道庁労働組合連合会留萌総支部
119	連合北海道別海地区連合会	144	自治労全北海道庁労働組合連合会留萌総支部青年部
120	運輸労連札幌地区協議会	145	日北交通労働組合 3通
121	自治労木古内町労働組合連合会	146	JR北海道労組 旭川支部青年部
122	木古内地区連合会	147	自治労北海道名寄市職員労働組合連合会
123	札幌地区連合北区連合会	148	自治労北海道名寄市職員労働組合
124	北海道労働金庫労働組合旭川支部	149	自治労北海道名寄市立総合病院職員労働組合
125	北都ハイヤー労働組合	150	自治労北海道名寄市職員労働組合連合会青年部

※受付順

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

151	自治労全北海道庁労働組合連合会上川総支部	176	自治労新ひだか町職員組合
152	自治労全北海道庁労働組合連合会上川総支部青年部	177	札幌地区派遣業関連労働者ユニオン
153	自治労全北海道庁労働組合連合会上川総支部壮年部	178	東京キタイチユニオン
154	全自交釧路地域協議会	179	セレモニースタッフユニオン
155	こばとハイヤー労働組合	180	全ダイトユニオン
156	小鳩交通・こばとハイヤー労働組合連合会	181	自治労全道庁労連日高総支部
157	全国林野関連労働組合北海道地方本部 上川中部分会	182	連合北海道足寄地区連合会
158	自治労平取町職員労働組合	183	自治労北海道本部
159	自治労全道庁後志総支部	184	自治労北海道本部 直属支部
160	自治労全道庁後志総支部青年部	185	自治労北海道本部 青年部
161	自治労遠軽町職員労働組合連合会	186	自治労北海道本部 女性部
162	自治労遠軽町職員労働組合連合会 青年女性部	187	自治労北海道本部 現業公企都市交評議会
163	自治労遠軽町職員労働組合連合会 現業評議会	188	自治労北海道本部 衛生医療評議会
164	札幌市教職員組合	189	自治労北海道本部 社会福祉評議会
165	連合札幌南区連合会	190	北雄ラッキー労働組合
166	明治労働組合本別支部	191	大丸松坂屋百貨店労働組合
167	自治労全北海道庁労働組合網走総支部	192	全北海道庁労働組合連合会札幌総支部
168	自治労北海道立病院労働組合	193	全北海道庁労働組合連合会札幌総支部 壮年部
169	全労済労働組合北海道・東北支部 北海道分会	194	全北海道庁労働組合連合会札幌総支部 青年部
170	明治労働組合十勝支部	195	雇用労政労連旭川支部
171	連合北海道遠軽地区連合会	196	JR北海道労組旭川電気所分会
172	自治労全道庁十勝総支部	197	ノザワ労働組合 本社支部フラノ分会
173	自治労全北海道庁労働組合根室総支部	198	自治労上川町職員労働組合
174	JR北海道労組旭川支部旭川駅分会	199	自治労北海道小樽市立病院職員労働組合
175	JR北海道労組旭川支部旭川駅分会青年部	200	自治労雨竜町職員労働組合

※受付順

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

201	朝日交通労働組合	226	連合北海道釧路地区連合会
202	自治労標津町職員労働組合	227	連合北海道釧根地域協議会
203	自治労南幌町職員組合	228	自治労札幌医科大学労働組合
204	網走市ハイヤー労働組合 3通	229	自治労札幌市役所職員組合
205	イオン北海道労働組合	230	自治労札幌市役所職員組合 ユース部
206	自治労日高町職員組合	231	自治労札幌市役所職員組合 中央区支部
207	自治労日高町職員組合青年女性部	232	自治労札幌市役所職員組合 北区支部
208	全自交北海道地連 太洋ハイヤー労働組合	233	自治労札幌市役所職員組合 東区支部
209	道北アークス労働組合	234	自治労札幌市役所職員組合 白石区支部
210	つばめ自動車労働組合	235	自治労札幌市役所職員組合 厚別区支部
211	自治労大空町職員組合	236	自治労札幌市役所職員組合 豊平区支部
212	紙パ連合旭新運輸労働組合旭川支部 3通	237	自治労札幌市役所職員組合 清田区支部
213	自治労石狩市職員労働組合	238	自治労札幌市役所職員組合 南区支部
214	連合北海道胆振地域協議会	239	自治労札幌市役所職員組合 西区支部
215	連合北海道室蘭地区連合会	240	自治労札幌市役所職員組合 手稲区支部
216	砂川地区連合会	241	自治労札幌市役所職員組合 会計年度任用職員支部
217	連合北海道釧路地区連合会	242	自治労札幌市役所職員組合 税務支部
218	連合北海道釧根地域協議会	243	自治労札幌市役所職員組合 都市政策支部
219	自治労全道庁労働組合連合会檜山総支部	244	自治労札幌市役所職員組合 建設下水道支部
220	全自交中央交通労働組合	245	自治労札幌市役所職員組合 文教支部
221	JR北海道労組旭川支部旭川駅分会青年部	246	自治労札幌市役所職員組合 本庁支部
222	自治労標茶町役場職員労働組合	247	自治労札幌市役所職員組合 学校栄養士支部
223	本別町役場職員組合	248	自治労札幌市役所職員組合 社会福祉・保健衛生評議会
224	本別町役場職員組合青年女性部	249	自治労札幌市役所職員組合 戸籍住民課協議会
225	本別町役場職員組合現業公企評議会	250	自治労札幌市役所職員組合 区役所支部協議会

※受付順

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

251	自治労札幌市役所職員組合 清掃協議会	276	富良野地区連合会
252	自治労札幌市役所職員組合 土木センター協議会	277	自治労羽幌町職員組合
253	自治労札幌市役所職員組合 保険年金協議会	278	自治労羽幌町職員組合 青年部
254	自治労さっぽろ公共サービス労働組合	279	ニチイグループ労働組合
255	自治労さっぽろ公共サービス労働組合 青少年女性活動協会支部	280	自治労全北海道庁労働組合
256	自治労さっぽろ公共サービス労働組合 学校給食ユニオン支部	281	自治労全北海道庁労働組合青年部
257	自治労さっぽろ公共サービス労働組合 社会福祉協議会支部	282	日本郵政グループ労働組合稚内支部
258	自治労さっぽろ公共サービス労働組合 スポーツ協会支部	283	日本郵政グループ労働組合稚内支部ユースネットワーク
259	雨竜地区連合会	284	日本郵政グループ労働組合稚内支部女性フォーラム
260	北海道旅客鉄道労働組合旭川支社支部	285	北海道乳業労働組合
261	札幌市労働組合連合会	286	連合北海道弟子屈地区連合
262	JR北海道労組旭川施設分会	287	北海道糖業労働組合 3通
263	札幌地区連合中央区連合会	288	
264	自治労留萌市職員労働組合連合会	289	
265	留萌市労連青年部	290	
266	自治労北海道上士幌町職員組合	291	
267	自治労猿払村職員労働組合	292	
268	自治労猿払村職員労働組合青年女性部	293	
269	連合北海道南富良野地区連合会	294	
270	自治労札幌市役所労働組合	295	
271	JR北海道労組旭川運転所分会	296	
272	JR北海道労組旭川運転所分会 乗務員分科会	297	
273	JR北海道労組旭川運転所分会 車両技術分科会	298	
274	JR北海道労組旭川運転所分会 青年部	299	
275	連合北海道北広島地区連合	300	

※受付順

2025 年度 北海道最低賃金の取り組み（その 1）

1. 最低賃金をめぐる情勢

- (1) 7 月 1 日、日銀札幌支店は「金融経済概況」を発表し、北海道地域の景気は、「一部に弱めの動きがみられるが、持ち直している。」とされた。すなわち、「個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、堅調に推移している」とし、雇用・所得情勢を見ると、「緩やかに改善している」とした。

一方、厚生労働省が 7 月 7 日に発表した 5 月分の毎月勤労統計調査（結果速報）によると、前年比、現金給与総額は、一般労働者が 1.1% 増、パートタイム労働者が 3.5% 増、パートタイム比率が 0.32 ポイント減少し、所定外労働時間の就業形態計では 1.0% 減となった。なお、一般労働者の所定内給与は 2.1% 増、パートタイム労働者の時間当たり給与は 4.0% 増となった。

- (2) 北海道経済産業局は 7 月 18 日、5 月の経済概況判断について、「緩やかに持ち直している」と公表した。しかし、役員を除く雇用者数 222 万人のうち 38.6% の 86 万人が有期・パート等労働者など不安定雇用、低収入となっている。また、求職者のうち 44 歳以下が約 39.2% を占めており、改善傾向ではあるものの不安定雇用の実態が伺われる。

- (3) 北海道の最低賃金は昨年度の審議会答申において、50 円増の 1,010 円となった。依然として、北海道全体が最低賃金に張り付く形【資料 1】での低賃金構造にある現実と、同時に、最低賃金引き上げの取り組みが道内経済の底上げ、セーフティネットの役割として非常に重要であることが確認できる。

- (4) 政府は「2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する」としているが、本来あるべき最低賃金の水準のあり方を議論する新たなステージに立っている。

北海道の連合リビングウェッジ 1,160 円の達成はもとより早期の時給 1,250 円に向けて、経済活性化施策の展開、道民所得の底上げのための最低賃金引き上げ、雇用政策の強力な展開が図られるよう取り組みを強化する。

- (5) 連合は、この間、「連合アクション」の取り組みの一環として、有期・短時間等労働者の処遇改善に大きな影響がある最低賃金の遵守と引き上げを求めて運動を展開している。北海道においても、連合北海道・地協（地区連合）・構成組織が一体となって、各種取り組みを展開している。

2. 中央最低賃金審議会における具体的な取り組み【(1)～(3)は北海道の取り組み方針の再掲】

- (1) 全都道府県で 10 月 1 日に改正が発効できるよう、遅くとも 7 月末までの目安答申をめざす。
- (2) 連合本部は、法定最低賃金決定の 3 要素を考慮しつつ、額差改善に結びつく目安の引き出しをめざす。
- (3) 中央最低賃金審議会は、地方での審議に資するよう、審議会できりまとめた目安額等について、地方審議会委員への理解浸透をはかる。
- (4) 清水事務局長から、「各労使の真摯な議論により、賃上げの重要性、必要性に対する共通認識が広がりつつあるものと考えている。最低賃金は、社会全体に賃上げの流れを広げていくこと、労働組合のない企業で働く労働者へも確実に波及させるために欠かせない。最低賃金近傍で働く人の生活と安心を確保し、誰もが希望をもてる社会を目指し、最低賃金の確実な引き上げと、その履行確保を徹底されたい」と述べ、要請書【資料 2】を手交した。

これに対し、鰐淵厚生労働副大臣は、最低賃金に関する要請事項について「政府は 2020 年代に 1500 円という高い目標に向けて努力している。地域間格差についても課題認識を共有している」と述べ、「いろいろな方面からご意見をいただきながら、『中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画』を着実に実施していく。業務改善助成金についても十分な予算確保と周知の徹底に努める」また、「特定最低賃金についても、制度の主旨に則った運用となるよう、各労働局との連携をはかる」との発言がありました。【資料 3】

3. 北海道最低賃金審議会の動き

(1) 令和7年度第1回北海道地方最低賃金審議会が7月14日14:00から開催され、①北海道地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選任、②北海道地方最低賃金審議会運営規程等について、③北海道最低賃金の諮問について、④事業場実地視察について、⑤特定最低賃金の意向表明状況について、⑥その他などについて審議された。

①の会長および会長代理の選任では前期同様、亀野会長、國武会長代理が提起され異議なく選任された。②の運営規程等では、会長及び会長代理の選任では、規定上は選挙で選ぶこととなっているが、北海道では推薦・承認の流れを長年続けており、今年度も踏襲したい旨提起され、確認された。③の諮問は村松局長から亀野会長へ諮問文が手交された。④の事業場実地視察は、日程の確保が難しく見送られることとなった。⑤特定最低賃金の意向表明については、7月末までに完了する見込みと報告された。

(2) 連合北海道は、10月1日の早期発効を目指し（答申期限8月5日）、精力的に審議を進めるよう求める。また、特定（産業別）最低賃金については、2-3月にかけて「乳糖」「鉄鋼」「電機」「船舶」の4業種で改定の申し出意向表明を済ませ、金額改定にかかわる申出の本申請は完了している。

4. 北海道地域最低賃金の改定額の目標

連合北海道は最低賃金法の改正主旨にある「健康で文化的な生活」が実現できる地域最賃レベルを実現するため、大幅な引き上げを求める。設定する最低賃金は、北海道の連合リビングウェイジ1,160円や、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給を下回らない水準の確保を求めながら、当面の目標額を時給1,250円とするが、今年度の北海道最低賃金改定目標額は、中賃目安+ α としたい。

5. 中賃目安審議に臨む労側の基本的態度骨子（2025.6.11）

【資料4】

6. 当面する行動の取り組み

公益委員の意見を左右する様々な要素としては、「市町村議会の決議」や労働者団体・道民からの具体的な要請（署名行動・FAX・メール等）が参考とされる。

今年度は、北海道最低賃金審議会に向けて、また、道民世論の喚起に向けた諸行動として、以下の取り組みを展開していく。

(1) 北海道をはじめ各自治体への意見書提出。（昨年は66自治体、一昨年は54自治体）

「令和7年度年度北海道最低賃金改正等に関する要請書」【資料5】

(2) 審議会山場に向けたFAX行動。（2024年は287団体【資料6】、2023年は416団体）（通知済）

①産別及び単組の支部・分会、地協・地区連合、青年・女性も含め、あらゆる組織から、下記宛先へのFAX送付行動を展開する。

②送付期間 2025年7月14日（月）～7月30日（水）

③送付先 北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野 淳 宛

【送信先】 FAX 011-756-0056

④例 文 【資料7】を参照してください。

(3) 審議会の動向に合わせて第1合同庁舎前での昼休み集会の開催（發文済）

①日 時 2025年7月30日（水）12時15分～（20分程度）

②場 所 札幌第1合同庁舎前（札幌市北区北8条西2丁目）南向き路上

③内 容 主催者あいさつ、これまでの経過、シュプレヒコール

④参加者 約100人

自治労30、北教組20、情報労連10、UAゼンセン5

電力総連5、国公連合30、その他産別1

⑤動員報告 2025年7月25日（金）までに、報告願います。

※ 当日は組合旗をご持参願います。

(4) その他

- ・ 地域最賃発効日日程表【資料 8】
- ・ 特定最賃発効日日程表【資料 9】
- ・ 次回 第 3 回最賃対策委員会の日程について

北海道最低賃金影響率一覧（現行 960 円）

（令和6年6月分賃金に係る最低賃金基礎調査結果より）

	全労働者	パート
30円（990円）	18.513%	39.026%
31円（991円）	19.531%	41.196%
32円（992円）	19.637%	41.373%
33円（993円）	19.715%	41.554%
34円（994円）	19.816%	41.709%
35円（995円）	19.914%	41.763%
36円（996円）	20.148%	42.425%
37円（997円）	20.271%	42.561%
38円（998円）	20.443%	42.866%
39円（999円）	20.480%	42.966%
40円（1,000円）	20.480%	42.966%
41円（1,001円）	27.064%	56.874%
42円（1,002円）	27.064%	56.874%
43円（1,003円）	27.111%	56.932%
44円（1,004円）	27.241%	57.246%
45円（1,005円）	27.252%	57.246%
46円（1,006円）	27.383%	57.409%
47円（1,007円）	27.383%	57.409%
48円（1,008円）	27.434%	57.556%
49円（1,009円）	27.533%	57.556%
50円（1,010円）	27.609%	57.603%
51円（1,011円）	28.485%	58.977%
52円（1,012円）	28.558%	59.041%
53円（1,013円）	28.603%	59.046%
54円（1,014円）	28.655%	59.046%
55円（1,015円）	28.679%	59.090%
56円（1,016円）	28.779%	59.287%
57円（1,017円）	28.822%	59.374%
58円（1,018円）	28.974%	59.700%
59円（1,019円）	28.974%	59.700%
60円（1,020円）	29.014%	59.745%

未満率

全労働者 1.03%（1.30%）

パート労働者 0.30%（0.35%）

※（ ）は前年度

2025年6月3日

厚生労働大臣
福岡 資麿 様

日本労働組合総連合会
会 長 芳野 友子

2025年度最低賃金行政等に関する要請書

2025年度の春季生活闘争では、2年連続で5%台の賃上げが実現しました。しかし、米をはじめとした食料品や生活必需品などの物価高により、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは一層厳しさを増しています。最低賃金の引き上げを通じ、この賃上げの流れを労働組合のない企業で働く人も含め社会の隅々まで波及させなければなりません。

日本の最低賃金は諸外国と比較して依然として低位にあります。政労使会議の議論なども踏まえ、大幅に引き上げる必要があります。あわせて、地域間の金額差も依然大きく、212円という金額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさを助長していると考えられます。

現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージなどを踏まえ、最低賃金の大幅な引き上げに対応できる環境整備も不可欠です。

以上の認識のもと、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた目安額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。今年の改定では全都道府県で確実に1,000円をクリアし、国際的な最低賃金の流れとして相対的な貧困水準（一般労働者の賃金中央値の60%など）が重視されていることも念頭におきつつ、中期的に大幅な水準引き上げをめざすこと。
- この間の中央・地方の審議において地域間額差が大きな論点になっていることを踏まえ、地域間額差の縮小をはかること。
- 全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議を促すという目安制度の重要な役割を最大限発揮するため、公労使で議論を尽くした、説得力のある目安を示すことのできるよう審議会運営をはかること。
- 地方最低賃金審議会におけるデータに基づく議論のため、都道府県別のデータを充実させること。

(2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会への諮問、目安に関する小委員会の開催、および答申の日程設定は、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、各地方労働局に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。また、現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージについて、関係省庁や地方自治体などと連携しながら早急に実施すること。

(2) 業務改善助成金の安定確保と活用促進

- 業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保をはかること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

(1) 特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

- 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的を地方労働局や地方審議会委員へ周知徹底すること。
- その上で、地方審議会において、公労使がその意義・目的を十分認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる運営がなされるよう指導を徹底すること。
- また、審議においてはデータに基づく議論を重視する観点で、労使双方から主張の根拠となる資料の提出を求めるなど、建設的な議論が行われる環境を整備するよう指導を徹底すること。
- 地域別最低賃金の審議が遷延した際でも、特定（産業別）最低賃金にかかる審議が十分なスケジュールを確保し円滑に運営されるよう、日程調整等は地域別最低賃金審議の進捗に依らず前もって行うこと。
- 特定（職業別）最低賃金について、労使のイニシアティブを担保しながら具体的な論点整理を開始すること。

(2) 適用労働者数の適切な把握

- 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握するよう各地方労働局に対し、指導を徹底すること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

- 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、都道府県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

- 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁

および地方自治体に対して指導を強化すること。

5. 家内労働および最低工賃について

- 家内労働法第13条を踏まえ、最低賃金との均衡を考慮した最低工賃の決定に向け、地方審議会での当該産業労使による十分な協議が行われるよう、地方労働局への指導を徹底すること。
- 最低工賃新設・改正計画について、最低賃金の引上げ等の情勢に対し、より柔軟に対応するため、諮問サイクルのさらなる早期化を促すこと。

以 上

【重点分野－ 2】2025 年度最低賃金行政等に関する厚生労働省要請報告

I. 日 時：2025 年 6 月 3 日（火）16:00～16:20

II. 場 所：厚生労働省 10 階厚生労働省副大臣室

III. 出席者：

（厚生労働省）	鰐淵 洋子	厚生労働副大臣
	岸本 武史	労働基準局長
（連 合）	清水 秀行	事務局長
	仁平 章	総合政策推進局長

IV. 要請概要：

1. 挨拶および要請書手交

清水事務局長は、「今年の春季生活闘争では、昨年に引き続き高い水準での妥結結果が組合から多く報告されている。各労使の真摯な議論により、賃上げの重要性、必要性に対する共通認識が広がりつつあるものと考えている。賃上げがあたりまえの社会をめざし、連合として全力で取り組む」と述べたうえで、「最低賃金は、社会全体に賃上げの流れを広げていくこと、労働組合のない企業で働く労働者へも確実に波及させるために欠かせない。最低賃金近傍で働く人の生活と安心を確保し、誰もが希望をもてる社会を目指し、最低賃金の確実な引き上げと、その履行確保を徹底されたい」として、要請書を手交した。

■要請のポイント（要請書より抜粋）

【地域別最低賃金の水準について】

地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。国際的な最低賃金の流れとして相対的な貧困水準（一般労働者の賃金中央値の 60% など）が重視されていることも念頭におきつつ、中期的に大幅な水準引き上げをめざすこと。

【地域別最低賃金の早期発効に向けて】

最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会への諮問、目安に関する小委員会の開催、および答申の日程設定は、10 月 1 日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、各地方労働局に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

【労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応】

中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。また、現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上 5 か年計画」の施策パッケージについて、関係省

庁や地方自治体などと連携しながら早急に実施すること。

業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保をはかること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

【特定（産業別）最低賃金について】

地方審議会において、公労使がその意義・目的を十分認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる運営がなされるよう指導を徹底すること。

審議においてはデータに基づく議論を重視する観点で、労使双方から主張の根拠となる資料の提出を求めるなど、建設的な議論が行われる環境を整備するよう指導を徹底すること。

【家内労働、最低工賃について】

最低工賃新設・改正計画について、最低賃金の引上げ等の情勢に対し、より柔軟に対応するため、諮問サイクルのさらなる早期化を促すこと。

2. 鰐淵厚生労働副大臣発言要旨

「政府は2020年代に1500円という高い目標に向けて努力している。地域間格差についても課題認識を共有している」と述べ、「いろいろな方面からご意見をいただきながら、『中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画』を着実に実施していく。業務改善助成金についても十分な予算確保と周知の徹底に努める」と話されました。また、特定最低賃金についても、制度の主旨に則った運用となるよう、各労働局との連携をはかる」との発言があった。

以 上

第 5 回全国最低賃金対策会議

○日 時：2025 年 6 月 11 日（水）14：30～16：00

○場 所：完全 WEB 開催

議 事 次 第

I. 座長挨拶

<学習会>

II. 地方連合会取り組み報告（連合岩手 佐々木副事務局長）

III. 構成組織取り組み報告（UA ゼンセン ミツ木労働条件局部長）

<対策会議>

IV. 意見交換事項：

2025 年度中央最低賃金審議会および目安小委員会に臨むにあたって（案）

V. その他：

- ・ @RENGO 最賃システムへの入力について
- ・ Slack 最賃掲示板の導入とご活用について

【参考資料】

- ・ 最低賃金行政等に関する厚生労働省への要請行動
- ・ 「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージ案
- ・ 政労使の意見交換（5/22）発言要旨【@RENGO 政策ニュース】
- ・ 政労使の意見交換（5/22）芳野会長提出資料

《今後の予定》

- ・ 第 6 回全国最低賃金対策会議（目安伝達）
2025 年 7 月末 @完全 WEB 開催

以 上

2025年度中央最低賃金審議会および目安小委員会に臨むにあたって（案）

I. 主旨

○「2025年度最低賃金取り組み方針」（2024.12.19 第15回中央執行委員会確認）にもとづき、以下の情勢認識のもと対応をはかる。

II. 2025年度目安審議における主張のポイント

1. みんなでつくろう！賃上げがあたりまえの社会

○物価は依然として高い水準で推移している¹ところ、連合の2025春季生活闘争第6回回答集計（2025.6.5）における賃上げ結果は、平均賃金方式で額16,399円・率5.26%、有期・短時間・契約等労働者では時給67円、率5.80%となった。賃金・経済・物価が安定した巡航軌道を描く、新たな社会的規範（ノルム）が浸透しつつある。

○経済・社会情勢は不透明感を高めている。こうした状況下でこそ、働く者の生活を守り、消費を支え、未組織労働者も含めた賃上げがあたりまえの社会を定着させなければならない。最低賃金法第1条にあるとおり「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」必要がある。

2. 大幅な水準引き上げをめざす

○地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきである。

○全都道府県で1,000円に到達する。

○その上で、外部労働市場における求人募集賃金の実態や高卒初任給との均衡²も考慮の上、連合リビングウェイジおよび相対的貧困ライン水準（1,321円³）を重視し、金額審議に臨む。

○なお政府は「賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ案で「中央最低賃金審議会の目安を超えて最低賃金の引上げが行われる場合には、支援を行う」ことを明記している。地方における建設的な議論を促進するメッセージを、中央最低賃金審議会としても示す必要がある。

3. 地域間額差の是正をめざす

○地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となる。

○昨年の地方審議では、B・Cランクを中心に、目安を大幅に上回る金額改定が相

¹ 消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は2025年1月：4.7%、同2月：4.3%、同3月：4.2%と推移

² 「2024年度決定初任給の最終結果」（労政時報、2024）より、高卒・事務技術の初任給額は191,455円であり、これを2023年度賃金構造基本統計調査における所定労働時間166時間で除すと1,153円となる。

³ 一般労働者の所定内給与額の中央値279,800円/月（166時間）＋年間賞与の平均値909,000円/12月（2023賃金構造基本統計調査第1表、第3表）に2024毎月勤労統計で2024年の賃上げ分が反映していると推測される5-9月の一般労働者所定内給与（共通事業所集計）前年比2.8%の伸びを反映した金額の60%の時給相当額は1,321円となる。

次いだ。全国的な整合性を確保するために導入された目安制度の意義を改めて共有し、目安額を検討する必要がある。また、各ランク内の額差縮小にもこだわって取り組む必要がある。

- 以上を踏まえ、額差縮小につながる目安額の決定、地方審議における額差の縮小など、地域間額差の是正をはかる。

4. 物価を上回る最低賃金の引き上げ（生計費）

- 現在の最低賃金は、連合リビングウェイジを全県で下回っており⁴、絶対額として最低生計費を賄うものになっていない。
- 昨年の改定以降の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は足元で4%強の高水準で推移している⁵。他方、政府・日銀の2025年度見通し⁶ではいずれも2024年度平均⁷より若干減の水準となっている。
- なかでも、「頻繁に購入」する品目の消費者物価指数は直近では6%前後で推移している。また、同指数には含まれない「コメ」を含む「カレーライス物価指数⁸」の2024年度平均は133.6（前年度比18.4%増）となっており、今後も上昇の見通しとされる。
- 最低賃金近傍で働く労働者の生活は、昨年以上に苦しくなっている。連合総研「勤労者短観」では、世帯年収の低い層ほど1年前と比較した現在の暮らし向きが悪化していると評価している⁹。400万円世帯でその割合は5割を超え、これは昨年調査の結果を上回る。また、いずれの年収階層でも半数以上の世帯が何らかの支出を切り詰めているが、世帯年収の低い層ほどその傾向が顕著である¹⁰。

5. 労働市場の改善傾向を踏まえた審議（人手不足、募集賃金）

- 雇用情勢は、完全失業率、有効求人倍率とも昨年審議時以降、堅調に推移している。雇用人員判断D.I.も製造業・非製造業とも、規模区分を問わず不足超の状況である。人手不足の傾向は依然強まっており、求人募集賃金は最低賃金を上回っている。労働市場の動向も加味して最低賃金の大幅な引上げをはかるべきである。
- 人材獲得のため多くの企業が初任給の引き上げを行っており、連合2025春季生活闘争第6回回答集計（2025.6.5）では対前年比5.8%増となっている。
- 最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しない。大幅な引上げと言われている昨年の改定も、必ずしも企業倒産への因果関係があるとは認めにくい¹¹。むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務である。
- また、最低賃金の改定前後における求人広告の掲載量の変化をみると¹²、最賃近傍群と最賃よりも高賃金の群とで比較し有意な差はみられなかった。このことが

⁴ 最も近接しているのは大阪76円、最も乖離しているのは沖縄208円（連合LW2024改定版より）。

⁵ 2025年1月：4.7%、同2月：4.3%、同3月：4.2%と推移【脚注1再掲】

⁶ 政府・総合2.5%、日銀コア2.2%（内閣府「政府経済見通し」、日銀「展望レポート」より）。

⁷ 総合3.0%、コア2.7%（総務省「消費者物価指数」より）。

⁸ 帝国データバンク「カレーライス物価指数」調査（2024年度・2025年3月分）より。

⁹ 「1年前と比較した現在の世帯の暮らし向き」について「やや悪くなった」「悪くなった」と回答した者の合計。400万未満世帯では52.6%と昨年同時期の44.5%を上回っている（連合総研「勤労者短観」より）。

¹⁰ 「費目別の支出の切り詰め状況」において、何らかの費目について支出を切り詰めていると回答した者の合計。400万未満世帯では77.2%（連合総研「勤労者短観」より）。

¹¹ 2024年倒産件数は10,006件、2023年比1,316件増（「東京商工リサーチ」より）。なお、同調査における原因別の倒産件数は「販売不振」7,352件、「既往のしわ寄せ」1,134件、「連鎖倒産」536件、「放漫経営」455件であった。

¹² ナウキャスト「Hrog賃金Now」のデータをもとに、ナウキャストにて分析を行った。2024年9月と同11月で求人広告の掲載状況を比較した。最賃近傍群は最低賃金額～+20円まで、高賃金群は最低賃金額+200～250円の求人広告を抽出した。

ら、最低賃金の引上げが雇用の減少に直接つながるとは考えにくい。

6. 中小・零細事業者が賃上げできる環境づくりに全力を（基盤強化）

- 昨年 10 月の最低賃金改定以降、企業の経常利益は堅調に推移している¹³。また、企業の利益剰余金（内部留保）は企業規模にかかわらず過去最高水準にある¹⁴。最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払い能力」については問題ないと言える。
- また、中小企業における労働分配率は 8 割前後と高い水準にあるが、この水準は長らく横ばい¹⁵であり、最低賃金引上げとの相関は観察できず、「支払い能力」との関連性は限定的と考えられる。
- 他方、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要である。政府は「賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージ案において、「省力化投資促進プラン」として、省力化投資補助金や業務改善助成金等の強化を明記した。企業の支払い能力を勘案するにあたっては、こうした支援策の状況を念頭において議論すべきである。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」など適正な価格転嫁を促す施策が打ち出されたものの、実際の価格転嫁は道半ばである。最低賃金の引上げ分を確実に価格転嫁するなど、本年 10 月の発効後に一層の価格転嫁が実施されるよう、政府は指針の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めるべきである。
- 政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めていく。

以 上

¹³ 2025 年 1～3 月における経常利益の対前年同期増加率は 3.8%、売上高経常利益率は 7.0%。（法人企業統計調査季報（2025 年 1～3 月期調査より））。

¹⁴ 規模計で 600 兆円を突破しており、規模別に見ても総じて前年比増の状況。資本金 1 億円未満でも 200 兆円を突破し、前年比 9.6%の増加（2023 年度法人企業統計より）。

¹⁵ 中小企業庁「2025 年度版中小企業白書」（第 1-6-5 図）より。

令和6年度 市町村議会 北海道最低賃金に関する意見書受付一覧（局長あて）

令和6年7月23日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
1	森町	令和6年6月10日	
2	中札内村	令和6年6月14日	
3	八雲町	令和6年6月14日	
4	浦幌町	令和6年6月17日	
5	上士幌町	令和6年6月17日	
6	標茶町	令和6年6月17日	
7	上川町	令和6年6月17日	
8	豊頃町	令和6年6月17日	
9	函館市	令和6年6月18日	
10	美唄市	令和6年6月19日	
11	増毛町	令和6年6月20日	
12	士幌町	令和6年6月20日	
13	紋別市	令和6年6月21日	
14	士別市	令和6年6月25日	
15	松前町	令和6年6月25日	
16	留萌市	令和6年6月25日	
17	日高町	令和6年6月25日	
18	赤平市	令和6年6月25日	
19	苫前町	令和6年6月25日	
20	小清水町	令和6年6月25日	
21	音更町	令和6年6月25日	
22	倶知安町	令和6年6月25日	
23	新得町	令和6年6月25日	
24	美瑛町	令和6年6月25日	
25	津別町	令和6年6月25日	
26	池田町	令和6年6月25日	
27	砂川市	令和6年6月25日	

令和6年度 市町村議会 北海道最低賃金に関する意見書受付一覧（局長あて）

令和6年7月23日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
28	和寒町	令和6年6月25日	
29	清水町	令和6年6月25日	
30	遠軽町	令和6年6月25日	
31	旭川市	令和6年6月26日	
32	富良野市	令和6年6月26日	
33	共和町	令和6年6月26日	
34	苫小牧市	令和6年6月26日	
35	標津町	令和6年6月27日	
36	知内町	令和6年6月27日	
37	江差町	令和6年6月27日	
38	斜里町	令和6年6月27日	
39	遠別町	令和6年6月28日	
40	室蘭市	令和6年6月28日	
41	佐呂間町	令和6年6月28日	
42	余市町	令和6年6月28日	
43	釧路市	令和6年7月1日	
44	音威子府村	令和6年7月1日	
45	深川市	令和6年7月1日	
46	占冠村	令和6年7月1日	
47	福島町	令和6年7月1日	
48	伊達市	令和6年7月1日	
49	名寄市	令和6年7月1日	
50	北広島市	令和6年7月1日	
51	下川町	令和6年7月1日	
52	置戸町	令和6年7月2日	
53	帯広市	令和6年7月2日	
54	美幌町	令和6年7月2日	

令和6年度 市町村議会 北海道最低賃金に関する意見書受付一覧（局長あて）

令和6年7月23日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
55	三笠市	令和6年7月3日	
56	むかわ町	令和6年7月4日	
57	幕別町	令和6年7月5日	
58	恵庭市	令和6年7月8日	
59	登別市	令和6年7月8日	
60	石狩市	令和6年7月8日	
61	網走市	令和6年7月8日	
62	平取町	令和6年7月8日	
63	小樽市	令和6年7月8日	
64	浦河町	令和6年7月11日	
65	根室市	令和6年7月12日	
66	稚内市	令和6年7月16日	
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

	要請団体名		要請団体名
1	日本労働組合総連合会北海道連合会	26	連合北海道江差地区連合会
2	コープさっぽろ労働組合	27	連合北海道上ノ国地区連合会
3	電機連合 北海道地方協議会	28	連合北海道厚沢部地区連合会
4	北海道旅客鉄道労働組合 函館地方本部	29	連合北海道乙部地区連合会
5	北海道教職員組合 釧路支部	30	連合北海道奥尻地区連合会
6	連合北海道根室地区連合会	31	連合北海道今金地区連合会
7	連合北海道歌志内地区連合会	32	連合北海道せたな地区連合会
8	環境開発工業労働組合	33	連合北海道檜山地域ユニオン
9	UAゼンセン北海道支部	34	連合北海道奥尻地域ユニオン
10	UAゼンセン北海道支部 まちづくり委員会	35	道季節労働檜山地区本部
11	UAゼンセン北海道支部 教育委員会	36	連合北海道檜山地域協議会女性委員会
12	UAゼンセン北海道支部 男女共同参画委員会	37	自治労全道庁労連檜山総支部家族会
13	UAゼンセン北海道支部 ヤングリープス北海道	38	パナソニックスイッチングテクノロジーズ労働組合
14	紙パ連合北海道地方本部	39	連合北海道恵庭地区連合
15	連合札幌南区連合会 3通	40	UAゼンセンツルハユニオン
16	日本郵政グループ労働組合北海道地方本部 3通	41	雇用労働釧路支部
17	全開発帯広支部	42	連合北海道日高地域協議会
18	花王ビューティーブランドズカウンセリング労働組合北海道支部	43	連合北海道浦河地区連合会
19	北海道教職員組合 函館支部	44	連合北海道新冠地区連合会
20	DCM ユニオン	45	連合北海道えりも地区連合会
21	全北海道開発局労働組合札幌支部	46	連合北海道様似地区連合会
22	釜屋電機労働組合	47	北海道教職員組合
23	北教組釧路支部	48	アークスグループ労働組合
24	連合北海道苫小牧地区連合	49	美唄地区連合会
25	連合北海道檜山地域協議会	50	十勝葉山電器系列労働組合

※受付順

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

51	連合北海道札幌地区連合 東区連合会	76	連合北海道 札幌地区連合会
52	札幌地区連合会 西区連合	77	連合北海道 札幌地区連合会 青年委員会
53	自治労北海道道東地方本部 網走ブロック協議会	78	連合北海道 札幌地区連合会 女性委員会
54	JP労組 オホーツク南支部	79	自治労北海道都市職員共済組合労働組合
55	アークスグループ労働組合連合 フクハラ労働組合	80	札幌地区連合 清田区連合会
56	札幌地区連合清田区連合会	81	北海道季節労働組合
57	自治労千歳市職員労働組合	82	北海道季節労働組合札幌地区本部
58	札幌地区ユニオン	83	自治労旭川市職員労働組合
59	連合北海道網走地域協議会	84	北海道教職員組合渡島支部
60	連合北海道北見地区連合会	85	函館市交通労働組合
61	自治労北海道札幌地方本部	86	自治労岩内町職員労働組合
62	自治労北海道札幌地方本部青年部	87	自治労岩内町職員労働組合青年女性部
63	自治労北海道札幌地方本部女性部	88	自治労幕別町職員組合
64	自治労北海道札幌地方本部衛生医療評議会	89	自治労幕別町職員組合青年部
65	自治労北海道札幌地方本部現業公企都市交評議会	90	自治労幕別町職員組合女性部
66	自治労北海道札幌地方本部社会福祉評議会	91	全開発労働組合旭川支部
67	連合北海道深川地区連合会	92	東光ストア労働組合
68	札幌パートユニオン	93	自治労豊富町職員労働組合
69	連合北海道中標津地区連合会	94	赤平市職員労働組合
70	北教組空知支部秩父別支会	95	札幌地区連合会白石区連合会
71	黒井産業労働組合亀田自動車学校支部 3通	96	日本製紙労働組合 旭川支部 3通
72	自治労中標津町職員労働組合連合会	97	自治労士幌町職員組合
73	自治労中標津町職員労働組合連合会青年部	98	自治労士幌町職員組合青年部
74	札幌地区連合手稲区連合会	99	自治労士幌町職員組合女性部
75	連合北海道 石狩地域協議会	100	安全永楽交通労働組合

※受付順

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

101	連合北海道弟子屈地区連合会	126	自治労全道庁労連釧路総支部
102	自治労北海道市町村職員共済組合職員労働組合	127	自治労苫小牧市立病院職員組合
103	道南ラルズ労働組合 3通	128	自治労恵庭市職員労働組合
104	自治労斜里町職員労働組合連合会	129	JR北海道労組 旭川支部
105	自治労斜里町職員労働組合連合会 青年女性部	130	連合北海道妹背牛地区連合会
106	全自交北海道地方連合会	131	ダイレックスユニオン
107	芦別地区連合会	132	連合北海道幌加内地区連合会
108	北海道レジャー・サービストータルユニオン	133	自治労市立室蘭総合病院労働組合
109	互信東部労働組合 3通	134	自治労浦河町職員労働組合
110	プロスタッフユニオン	135	自治労歌志内市職員労働組合
111	連合北海道空知地域協議会	136	札幌地区連合会厚別区連合会
112	連合空知労働組合	137	北海道旅客鉄道労働組合 旭川車掌所分会
113	アークスグループ労働組合連合 ラルズ労働組合	138	北海道旅客鉄道労働組合 旭川車掌所分会青年部
114	自治労鹿追町役場職員組合	139	自治労北広島市職員労働組合
115	情報労連北海道協議会	140	自治労北広島市職員労働組合 青年部
116	運輸労連旭川地方協議会	141	安平地区連合会
118	全日通労働組合旭川支部	142	函館エアサービス労働組合 3通
119	全日通旭川退職者の会	143	自治労全北海道庁労働組合連合会留萌総支部
119	連合北海道別海地区連合会	144	自治労全北海道庁労働組合連合会留萌総支部青年部
120	運輸労連札幌地区協議会	145	日北交通労働組合 3通
121	自治労木古内町労働組合連合会	146	JR北海道労組 旭川支部青年部
122	木古内地区連合会	147	自治労北海道名寄市職員労働組合連合会
123	札幌地区連合北区連合会	148	自治労北海道名寄市職員労働組合
124	北海道労働金庫労働組合旭川支部	149	自治労北海道名寄市立総合病院職員労働組合
125	北都ハイヤー労働組合	150	自治労北海道名寄市職員労働組合連合会青年部

※受付順

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

151	自治労全北海道庁労働組合連合会上川総支部	176	自治労新ひだか町職員組合
152	自治労全北海道庁労働組合連合会上川総支部青年部	177	札幌地区派遣業関連労働者ユニオン
153	自治労全北海道庁労働組合連合会上川総支部壮年部	178	東京キタイチユニオン
154	全自交釧路地域協議会	179	セレモニースタッフユニオン
155	こばとハイヤー労働組合	180	全ダイトユニオン
156	小鳩交通・こばとハイヤー労働組合連合会	181	自治労全道庁労連日高総支部
157	全国林野関連労働組合北海道地方本部 上川中部分会	182	連合北海道足寄地区連合会
158	自治労平取町職員労働組合	183	自治労北海道本部
159	自治労全道庁後志総支部	184	自治労北海道本部 直属支部
160	自治労全道庁後志総支部青年部	185	自治労北海道本部 青年部
161	自治労遠軽町職員労働組合連合会	186	自治労北海道本部 女性部
162	自治労遠軽町職員労働組合連合会 青年女性部	187	自治労北海道本部 現業公企都市交評議会
163	自治労遠軽町職員労働組合連合会 現業評議会	188	自治労北海道本部 衛生医療評議会
164	札幌市教職員組合	189	自治労北海道本部 社会福祉評議会
165	連合札幌南区連合会	190	北雄ラッキー労働組合
166	明治労働組合本別支部	191	大丸松坂屋百貨店労働組合
167	自治労全北海道庁労働組合網走総支部	192	全北海道庁労働組合連合会札幌総支部
168	自治労北海道立病院労働組合	193	全北海道庁労働組合連合会札幌総支部 壮年部
169	全労済労働組合北海道・東北支部 北海道分会	194	全北海道庁労働組合連合会札幌総支部 青年部
170	明治労働組合十勝支部	195	雇用労政労連旭川支部
171	連合北海道遠軽地区連合会	196	JR北海道労組旭川電気所分会
172	自治労全道庁十勝総支部	197	ノザワ労働組合 本社支部フラノ分会
173	自治労全北海道庁労働組合根室総支部	198	自治労上川町職員労働組合
174	JR北海道労組旭川支部旭川駅分会	199	自治労北海道小樽市立病院職員労働組合
175	JR北海道労組旭川支部旭川駅分会青年部	200	自治労雨竜町職員労働組合

※受付順

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

201	朝日交通労働組合	226	連合北海道釧路地区連合会
202	自治労標津町職員労働組合	227	連合北海道釧路地域協議会
203	自治労南幌町職員組合	228	自治労札幌医科大学労働組合
204	網走市ハイヤー労働組合 3通	229	自治労札幌市役所職員組合
205	イオン北海道労働組合	230	自治労札幌市役所職員組合 ユース部
206	自治労日高町職員組合	231	自治労札幌市役所職員組合 中央区支部
207	自治労日高町職員組合青年女性部	232	自治労札幌市役所職員組合 北区支部
208	全自交北海道地連 太洋ハイヤー労働組合	233	自治労札幌市役所職員組合 東区支部
209	道北アークス労働組合	234	自治労札幌市役所職員組合 白石区支部
210	つばめ自動車労働組合	235	自治労札幌市役所職員組合 厚別区支部
211	自治労大空町職員組合	236	自治労札幌市役所職員組合 豊平区支部
212	紙パ連合旭新運輸労働組合旭川支部 3通	237	自治労札幌市役所職員組合 清田区支部
213	自治労石狩市職員労働組合	238	自治労札幌市役所職員組合 南区支部
214	連合北海道胆振地域協議会	239	自治労札幌市役所職員組合 西区支部
215	連合北海道室蘭地区連合会	240	自治労札幌市役所職員組合 手稲区支部
216	砂川地区連合会	241	自治労札幌市役所職員組合 会計年度任用職員支部
217	連合北海道釧路地区連合会	242	自治労札幌市役所職員組合 税務支部
218	連合北海道釧路地域協議会	243	自治労札幌市役所職員組合 都市政策支部
219	自治労全道庁労働組合連合会檜山総支部	244	自治労札幌市役所職員組合 建設下水道支部
220	全自交中央交通労働組合	245	自治労札幌市役所職員組合 文教支部
221	JR北海道労組旭川支部旭川駅分会青年部	246	自治労札幌市役所職員組合 本庁支部
222	自治労標茶町役場職員労働組合	247	自治労札幌市役所職員組合 学校栄養士支部
223	本別町役場職員組合	248	自治労札幌市役所職員組合 社会福祉・保健衛生評議会
224	本別町役場職員組合青年女性部	249	自治労札幌市役所職員組合 戸籍住民課協議会
225	本別町役場職員組合現業公企評議会	250	自治労札幌市役所職員組合 区役所支部協議会

※受付順

北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者からの意見

北海道最低賃金に関する要請書（7月23日現在）

251	自治労札幌市役所職員組合 清掃協議会	276	富良野地区連合会
252	自治労札幌市役所職員組合 土木センター協議会	277	自治労羽幌町職員組合
253	自治労札幌市役所職員組合 保険年金協議会	278	自治労羽幌町職員組合 青年部
254	自治労さっぽろ公共サービス労働組合	279	ニチイグループ労働組合
255	自治労さっぽろ公共サービス労働組合 青少年女性活動協会支部	280	自治労全北海道庁労働組合
256	自治労さっぽろ公共サービス労働組合 学校給食ユニオン支部	281	自治労全北海道庁労働組合青年部
257	自治労さっぽろ公共サービス労働組合 社会福祉協議会支部	282	日本郵政グループ労働組合稚内支部
258	自治労さっぽろ公共サービス労働組合 スポーツ協会支部	283	日本郵政グループ労働組合稚内支部ユースネットワーク
259	雨竜地区連合会	284	日本郵政グループ労働組合稚内支部女性フォーラム
260	北海道旅客鉄道労働組合旭川支社支部	285	北海道乳業労働組合
261	札幌市労働組合連合会	286	連合北海道弟子屈地区連合
262	JR北海道労組旭川施設分会	287	北海道糖業労働組合 3通
263	札幌地区連合中央区連合会	288	
264	自治労留萌市職員労働組合連合会	289	
265	留萌市労連青年部	290	
266	自治労北海道上士幌町職員組合	291	
267	自治労猿払村職員労働組合	292	
268	自治労猿払村職員労働組合青年女性部	293	
269	連合北海道南富良野地区連合会	294	
270	自治労札幌市役所労働組合	295	
271	JR北海道労組旭川運転所分会	296	
272	JR北海道労組旭川運転所分会 乗務員分科会	297	
273	JR北海道労組旭川運転所分会 車両技術分科会	298	
274	JR北海道労組旭川運転所分会 青年部	299	
275	連合北海道北広島地区連合	300	

※受付順

(例 1)

2025 年 7 月 日

北海道地方最低賃金審議会
会 長 亀 野 淳 様

北海道最低賃金の大幅な引き上げを求める要請書

北海道の経済・社会の現状を見ると、インバウンドの増加や労働力人口の減少傾向などによって人手不足感が強まっています。

一方、働く者の取り巻く現状を見ると、全雇用労働者に占める道内の非正規雇用労働者の割合は、令和 5 年総務省労働力調査によると 38.6%・86 万人に達し、低所得層の高止まりおよび格差の拡大により社会は不安定さを増しています。

中央最低賃金審議会は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025 (6 月 13 日閣議決定)」の中に記載されている「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け・・・」ことを踏まえる必要があります。

超少子高齢化・労働力人口減少が進行する中で、安心できる社会保障制度に向けた道筋が不透明であることなどから、多くの国民・道民が将来への大きな不安を抱えています。特に、最低賃金近傍で働く人々の生活は深刻であり、数年来続く消費者物価の上昇など、低所得者層は生活困窮の深刻さを増しています。これらを踏まえると最低賃金の大幅な引き上げは不可欠であり、勤労国民が安心して暮らすため、最低賃金の役割は一段と高まっています。

昨年、50 円改定された北海道の最低賃金時間額 1,010 円は、法定労働時間フルに働いても、税込み年額で 200 万円を少し超える程度にしかありません。北海道は全国平均より高い非正規比率となっており、最低賃金に張り付く賃金体系となっていることから、生活困窮者の割合が高いと考えられます。連合調査による「最低限の生活を保障する水準 (リビング・ウェイジ)」として示している北海道の「時間額 1,160 円」にすら、ほど遠いものとなっています。最低賃金近傍に張り付く賃金体系の北海道においては、地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題です。

2025 年北海道最低賃金の改定に当たっては、全国平均より低い北海道最低賃金を地域間格差是正の観点から、今後出される目安金額を大幅に上回る改定をするよう強く要請します。

また、早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益であり、遅くとも 10 月 1 日発効に向けて最大限配慮するよう求めます。

(団体名)

(代表者名)

(例 2)

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 様

北海道最低賃金の大幅な引き上げを求める要請

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金近傍の多くの非正規雇用労働者は、賃金労働条件の決定にはほぼ関与することができません。

今年の春季生活闘争の結果（連合北海道集計）では、組織された「時間給労働者」の時間給引き上げ額は加重平均で、昨年は56.84円、今年は64.45円となっています。

「経済の自律的成長」実現のためにも、組織された労働者同様、最低賃金の大幅な引き上げを図るべきです。また、最低賃金に張り付く多くの労働者は、未だに賃金改定がされていません。

10月1日発効に向けて、公労使の真摯な議論のもと、早期発効が実現されるよう求めます。

2025年7月 日

(団体名) _____

(代表者名) _____

(例 3)

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 様

北海道最低賃金の大幅な引き上げを求める要請

最低賃金の引き上げは、非正規雇用労働者、未組織労働者の春季生活闘争です。今後の金額審議にあたっては、地域別最低賃金の適正水準を念頭において議論すべきです。この適正水準とは、憲法第25条¹、労働基準法第1条²、最低賃金法第1条³のとおり、経済的に自立し、人たるに値する生活を営むことのできる水準といえますが、北海道最低賃金があるとは到底言えません。加えて、日本の地域別最低賃金の平均水準は、フルタイム労働者の賃金中央値に対する比率が49.3%と年々改善はされているものの、OECD諸国では最低レベルに位置しています。

地域別最低賃金を決定するにあたって考慮すべきと定めている最低賃金法第9条第2項の三要素のうち、特に、「地域における労働者の生計費及び賃金」の二つの要素を重視し、北海道最低賃金を「時間給1,250円」まで引き上げる審議を行うよう求めるとともに、10月1日発効されるよう要請いたします。

2025年7月 日

(団体名) _____

(代表者名) _____

1 「憲法第25条」:すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 「労働基準法第1条」:労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要をみたすべきものでなければならない。

3 「最低賃金法第1条」:賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の資質向上と事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的。

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	1営業日 →	官報 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
8月1日(金)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月20日(水)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		8月21日(木)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		8月22日(金)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		8月25日(月)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		8月27日(水)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		8月28日(木)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		8月29日(金)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月1日(月)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月3日(水)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月4日(木)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月5日(金)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月8日(月)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月10日(水)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月11日(木)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月12日(金)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月16日(火)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月18日(木)		9月30日(火)		10月30日(木)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		9月22日(月)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月6日(土)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月12日(金)		9月29日(月)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	3営業日 →	官報 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
9月1日(月)		9月16日(火)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月22日(月)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月4日(木)		9月19日(金)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月5日(金)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月6日(土)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月7日(日)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月8日(月)		9月24日(水)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月9日(火)		9月24日(水)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月10日(水)		9月25日(木)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月1日(水)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月3日(金)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月6日(月)		10月16日(木)		11月18日(土)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月18日(日)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月8日(水)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月10日(金)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月14日(火)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月16日(木)		10月27日(月)		11月26日(水)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月20日(月)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月22日(水)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月24日(金)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		10月27日(月)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		10月29日(水)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		10月31日(金)		11月12日(水)		12月12日(金)

2025 北海道最低賃金に関する取り組み方針（その2）

I 北海道最低賃金審議会における主な論点と経過

1. 北海道地方最低賃金審議会（本審）は、7月14日開催を皮切りに計4回開催し、また、専門部会は、7月30日から8月8日まで計6回の審議を重ねてきた。

今年の審議は特に食料品の物価上昇が継続している中で、「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」の中で「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。」とされた。

8月4日、中央最低賃金審議会は「目安ABランクは63円、Cランクは64円」を示し、金額に関し意見の一致をみるに至らなかったことや答申に記載されている公益委員見解を十分に参酌され、自主性の発揮について地方審議会には期待することなど、8月5日の第3回北海道地方最低賃金専門部会の中で「目安の伝達」が行われた。

2. 第2回の専門部会において、労働者側は、日本の最低賃金はフルタイム労働者の平均賃金中央値に対し5割にすら満たないこと、2025春季生活闘争における賃上げ結果は33年ぶりの高水準を示していること、給与所得者の5人に一人がワーキングプアと言われる年収200万円以下であること、民間のパート・アルバイト等の求人において最低賃金近傍の募集時間額が3割程度しかないことなどをあげ、最低賃金近傍で働いている労働者であっても、家族とともに生活し、将来展望が描ける社会を実現するための賃金水準に引き上げること。そして、昨年10月以降も食料品を中心に物価上昇していることを踏まえ、有効なセーフティネットとして十分機能するよう訴え、働くことに意義を見出すよう、大幅引き上げに最大限努めるよう主張した。

これに対し使用者側は、北海道経済連合会が行った最低賃金に関する調査において、負担感があるとの回答が38.7%、負担ではないとの回答が38.0%、今年度の引き上げについては、現状維持が38.7%、引き上げるべきが33.6%となっていることなどを述べた。中小企業の今春の賃上げは人材の確保・定着の意味合いが極めて強いこと、企業体力以上の賃上げを強いられていることを考慮すること求め、法が定める3要素「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」に基づいて審議することを主張した。

3. 労働者側は専門部会の中で、近年は全国平均額と北海道最低賃金額が乖離してきており、目安金額から北海道が1～2円プラスしたとしても、全国平均に追いつくためには20年～40年かかるため、近年の物価高、特に食料品の物価上昇を上回る引き上げ及び地域間格差是正の観点からも大幅引き上げを公益委員に求めた。
4. 専門部会議論は前記内容について、労使譲らず激しい審議が続く中、公益委員から「昨年10月以降の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）が全国よりやや高い水準であること、連合北海道および経団連発表の500人未満の事業所の賃上げ結果が昨年を上回っていること、また、賃金改定状況調査結果第4表の賃

金上昇率などを総合的に勘案すると目安金額から2円プラスした65円を公益としては考えている」と提案された。

労働者側は、連合北海道が集計した時間給労働者の賃上げ加重平均64.45円（円未満切り上げ）の65円を主張していたため、公益委員から賛成を求めら、合意の判断をした。最終的に使用者側全員（3人）が反対したものの、公益（2人）・労働者側（3人）の賛成多数により結審となった。

5. 今回の「65円」改正について、最低賃金法第1条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」という目的を達成するための生活できる賃金水準といった観点からすると納得できる水準ではない。しかし、過去最高額の引き上げであることや目安金額からプラス2円については評価できる。連合が求める2030年代半ばまでに平均年収に対する60%水準にする足がかりとしていかなければならない。

労働者側の意見としてはあるものの、「格差是正及び大幅引き上げのためにも、価格交渉に関する指針や北海道政労使会議で採択された共同宣言を強力に推し進め、労務費を含めた適正な価格での取引や価格転嫁を企業規模・業種問わず前進させることを期待」との表記を答申書【資料1】に記されたことから、賃金水準の議論を深めながら、格差是正につながるよう最低賃金の大幅引き上げに取り組んでいく。

さらには、今後の特定（産別）最賃の取り組みを含め、万全を期して臨むこととする。

6. 8月8日に出された「北海道最低賃金の改正決定について（答申）」において、「最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、事業継続と雇用の維持、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要である」となっていることから連合北海道、地協・地区連合が一体となり、関係団体及び自治体等に対する履行確保を求めている。

II 特定（産業別）最賃の改正に向けて

1. これまでの経過

特定最賃の諮問に向けて第1回北海道地方最低賃金審議会＜7月14日（月）＞で意向表明状況【資料2】、また、第2回北海道地方最低賃金審議会＜7月30日（水）＞で「北海道特定最低賃金の改正に係る申出状況」【資料3】の説明を受けた後、北海道労働局長から諮問【資料4】された。第3回北海道地方最低賃金審議会＜8月8日（金）＞では必要性の有無について、労使それぞれ必要性ありと判断。これらの経過を受けて、「最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）」【資料5】及び「最低賃金の改正決定について（諮問）」【資料6】がなされ、4業種の調査審議が進められることとなった。

2. 改定審議に臨む基本的考え方

北海道最低賃金より一定の高水準を維持してきた特定（産業別）最賃・企業内最賃との差が近年の北海道最低賃金引き上げ額が過去最高額を更新し続け、縮小してきている。このままの水準で推移してしまうと、使用者側の特定（産業別）最賃不要論につながる懸念され、課題となってきている。

あらためて「特定（産業別）最低賃金」の意義と役割について、労使間で共通認識を持つことが求められている。

特定（産業別）最賃は産業の現況を反映するものであると同時に、他の産業やその地域の他の企業にも大きな影響を与えるものである。従って、次に掲げる内容を共通認識としたい。

- ①当該産業は経営側と話し合いの場を持ち、専門部会における議論の土台作りを進める。
- ②専門部会においては、当該産業の賃金実態や経営環境を踏まえつつ、生産年齢人口が減少の一途をたどる中で、優秀な人財の確保、人手不足の解消、技術継承や若年労働者の定着などを訴え、当該産業別最低賃金の適正な金額水準や今年度の水準改定について、十分な協議を行う。
- ③審議、決定は全国と同業種の審議状況を踏まえて進めていく。

3. 金額改正における具体的対応について

改正に向けては以下の4点を共通認識とする。

- ① 上げ幅議論に埋没するのではなく、まずは、「絶対水準」にこだわる主張をし、各産業における基幹的労働者にふさわしく、より実効性の高い最低賃金の水準をめざした改正審議に臨む。
- ② 企業内最低賃金を設けている産別は、「企業内最低賃金に準拠した水準」をめざし引き上げを図る。また、現行水準の低い最低賃金については、一層の格差改善に努める。
- ③ 審議にあたっては、企業内最低賃金のほかに各産業における賃金実態やパート労働者の賃金、高卒初任給、道内の短時間労働者の時間額（産業計）1,277円：出所「厚労省の令和6年賃金構造基本統計調査」などの絶対水準を重視する。
- ④ 施行された同一労働同一賃金を念頭に審議する。

具体的な金額については、次の対応を図る。

- 産業別最賃の必要性を訴えていくためにも、これまで同様、地域最賃を20%程度上回る水準を中期の目標として進める。
- 今年の金額審議は北海道最賃額を100として、鉄鋼110%、乳糖・電機・船舶105%を目標として進めることとする。

北海道最低賃金額 1,075円

業種	現行	企業内最賃	地賃比率	目標額	引上額	引上率
鉄 鋼	1,100円	1,186円	110%	1,182円	82円	7.45%
電 機	1,049円	1,131円	105%	1,129円	80円	7.63%
乳 糖	1,048円	—	105%	1,129円	81円	7.63%
船 舶	1,040円	1,217円	105%	1,129円	89円	8.56%

4. 専門部会委員の推薦と審議日程について

① 委員の選任

専門部会については、これまで同様に各専門部会に本審委員1名と当該産業別委員2名とし下記委員を推薦決定した。

業種	本審委員	産業別 委 員	
鉄 鋼	山田 新吾	西 良太	幅田 尚之
電 機	金子 ユリ	片桐 秀人	村川 哲広
乳 糖	入江健太郎	井上 大作	宮崎 圭
船 舶	藤田 鉄平	加賀屋 進	橋本 康憲

- ② 本年の具体的な審議日程は個別開催となりますが、例年通り、4業種ともに12月1日統一発効を目指して審議を進めることとする。

※ 12月1日（月）発効のためには、10月2日（木）までに改正答申【資料7】が必要となる。

Ⅲ 今後の取り組みについて

1. 北海道最低賃金周知の取り組み

- 全道一斉街頭宣伝行動（10月1日または10月3日場所は未定）



令和 7 年 8 月 8 日

北海道労働局長 村松 達也 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

北海道地方最低賃金審議会（以下「当審議会」という。）は、令和 7 年 7 月 14 日、北海道労働局長から諮問された北海道最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、北海道最低賃金と生活保護との比較については、別紙 2 のとおり確認した。

- 1 本年度の北海道最低賃金の改正金額に関し、労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 当審議会は、北海道最低賃金が地域経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、事業継続と雇用の維持、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であるとの委員全員による共通理解の下で審議を行った。
- 3 本年度の調査審議に当たっても、最低賃金法のいわゆる 3 要素を考慮した審議を行った。具体的な内容は次のとおりである。

（1）労働者の生計費

労働者の生計費に関する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、昨年の改定後の北海道最低賃金が発効した時期である令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間で見た場合は、全国の平均 3.9% に対し、北海道は平均 4.1% と高い水準となっており、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 3.6% と比較しても引き続き高い水準で推移している。

さらに、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」について

見ると、令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの期間は平均 6.5%で、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 5.2%から上昇するなど引き続き高い水準となっている。

このように、消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金近傍の賃金水準にある労働者の購買力が低下し、生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。

(2) 賃金

賃金に関する指標を見ると、今年の連合北海道春季生活闘争（第 7 回集計結果）における組合規模計での賃上げ率は 4.91%（昨年同時期 4.51%）、これに対し全国は 5.25%（昨年 5.10%）であった。日本経済団体連合会 2025 年春季労使交渉・中小企業月例賃金回答集計結果における従業員 500 人未満事業所の賃上げ率は 4.35%（昨年 3.92%）となっており、いずれも昨年よりも高い水準となっている。また、日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査における正社員の賃上げ率は 4.03%（昨年 3.62%）、パート・アルバイト等の賃上げ率は 4.21%（昨年 3.43%）となっている。

賃金改定状況調査結果の第 4 表③における賃金上昇率（北海道が属する B ランク（産業計））は 3.4%（昨年 2.9%）であった。

(3) 通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（財務省北海道財務局）による北海道の中小企業の景況判断 BSI（%ポイント）は、今年 1～3 月▲19.7、4～6 月▲4.6、7～9 月（見通し）1.4 であるところ、全国の状況は、今年 1～3 月▲12.7、4～6 月▲12.3、7～9 月（見通し）▲5.8 であった。企業短期経済観測調査（北海道）、（日本銀行札幌支店）による中小企業の業況判断（「良い」－「悪い」・%ポイント）は、昨年 12 月 19、今年 3 月 18、6 月 16 であるところ、全国の状況（中小企業）は、昨年 12 月 10、今年 3 月 10、6 月 10 と推移していることなどから、北海道の景況等は全国と同等あるいはやや高い水準となっている。一方、中小零細企業の中には、原材料費や人件費などのコスト上昇分の価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことにも留意した。

このように、いわゆる 3 要素のデータを全般的にみると、昨年度以上に北海道の物価上昇率が高くなっており、全国平均よりも高い水準で推移していることが認められる。また、北海道における賃金上昇率についても昨年を上回る水準であること、企業全体の景況や業況も全国と同等あるいはやや高い水準であることが認められる。

加えて、昨年度の審議において、北海道の最低賃金の決定においても、最低賃金の地域間格差の是正に配慮する必要があるという議論を行ったことを踏まえ、今年度の審議においては、北海道は全国 13 番目（現時点）であるが、全国加重平均との差が拡大していることから、この点も勘案した。

以上のことを総合的に勘案し、今年度の引上げ額については、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安に2円上乗せした65円にすることが適当であると考えられる。

- 4 当審議会は、北海道労働局に対し、関係機関との連携を強化し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備をより一層推進することを求める。特に、賃金引上げに関する業務改善助成金、キャリアアップ助成金などについて、最低賃金引上げの影響を受ける小規模事業者が活用しやすくするとともに、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、当審議会は、政府に対し、以下の3点を強く要望する。

- ① 物価上昇が続いていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性の向上に対する支援を強化するとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を含めた取引条件の改善等により一層取り組むこと。
- ② 取引を適正化することも重要な課題であり、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境を整備するため、独占禁止法、下請法改正法（中小受託取引適正化法）に基づく取引の適正化の取組強化を検討するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ること。
- ③ パートナリシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の会員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ること。

- 5 最低賃金の改正の答申から企業が賃金の引上げを行うための準備期間を確保するため、改正の効力発生を1月または4月などを指定日とすべきとの使用者代表委員からの意見があった。労働者代表委員からは、発効時期を繰り下げることは、最低賃金の近傍で働く労働者に不利益が生じるとの意見があった。当部会としては、発効時期の繰下げを北海道のみで実施することとなった場合には他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改革を含め、中央最低賃金審議会で議論されるべきとの見解に至った。

- 6 当審議会において、労使各側から、次のとおり主張があった。

労働者代表委員から、「今回採決され決定した65円は、目安に2円上乗せされた金額であり、地域間格差是正に向けたものであると受け止め、労働者側としても一定の前進が図られたことは評価できる。しかし、依然として全国加重平均とは乖離していることから、今後も継続的な是正に重点を置いた審議が求められていると考える。多くの未組織労働者は自身の賃金の引上げには関与できず、北海道地方最低賃金審議会で答申される金

額が一つの基準になると思われる。また、持続的な地域最賃の引上げには、パートナーシップ構築宣言及び北海道政労使会議で採択された共同宣言について、全ての企業において遵守することが求められ、労務費を含めた適正な価格での取引や価格転嫁について、より一層の前進を期待したい。」との意見があった。

使用者代表委員から、「賃上げは極めて重要と認識しており、働く人々のセーフティネットとして、全ての企業に例外なく罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、法定3要素のデータに基づく審議が重要であり、とりわけ、企業の賃金支払い能力を重視するとの見解に変わりはないが、今年度は物価高騰の中、生計費も十分考慮に入れ、「物価上昇を上回る賃上げを目指す」との主旨から全国の消費者物価指数（頻繁に購入する品目）の上昇率プラス1%の額を専門部会に提示したものの、その額は中央最低審議会が示した目安には届かないものになった。審議会においては、政府方針（2020年代に1,500円、地域間格差是正）に配慮することは理解するものの、あまりにも配慮のウエイトが高いと判断せざるを得ない。今後、政府においては、「地方審議会」の在り方や引上げの可能性及び地域間格差の是正について、骨太の方針にある「5か年計画」を早急に具現化し、効果検証をした上で検討するべきものであり、「金額ありき」の考え方には疑問を表したい。

本来、賃上げは実情に即した、持続可能な引上げをしていくべきであり、急激な引き上げは、中小企業の経営に与えるインパクトは大きく、経営者の想定を大きく上回る金額のため、資金調達を含めた諸課題に対応する期間を確保するためにも、次回以降は改正時期を年明け1月とする議論も真摯に行っていただきたい。

原材料・エネルギー価格の高騰により仕入れコストが大きく上昇している中、必要な利益を削りながら賃上げ原資の確保に苦慮する企業への配慮も今後さらに必要であり、価格転嫁を促す枠組みの実効性を向上させることが重要である。」との意見があった。

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 075円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1) 件 名 北海道最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 960円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額（106,601円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$960 \text{ 円（北海道最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 134,646 \text{ 円}$

北海道特定最低賃金の改正に係る意向表明状況

	特定最低賃金 の件名	申 出 者	意向表明 の内容	労働協約・ 公正競争の別	申出組織数	合意を得られた 労働者数	申出の時期
1	北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金	日本食品関連産業労働組合総連合会 北海道乳製品、糖類製造業最低賃金 対策会議 代表 井上 大作	改 正	公正競争	20団体	1,943名	令和7年7月31日
2	北海道鉄鋼業最低賃金	日本基幹産業労働組合連合会 北海道本部 委員長 荒川 孝志	改 正	労働協約	6組織	3,044名	令和7年7月1日
3	北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会 議長 谷口 幸一	改 正	労働協約	10組合	2,474名	令和7年7月31日
4	北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金	全北海道造船機械労働組合協議会 議長 橋本 康憲	改 正	労働協約	3組合	391名	令和7年7月11日

北海道特定最低賃金の改正に係る申出状況

	改正の決定を申出る 特定最低賃金の件名	申 出 者	申出する者が代表する使 用者に使用される 労働者 の範囲等	申出の内容	申出の理由 労働協約の適用労働者数の割合 最も低い労働協約の金額 (時間額)	備 考
1	北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金 (通称：乳糖)	日本食品関連産業労働組合総連合会 北海道乳製品、糖類製造業最低賃金 対策会議 代表 井上 大作	北海道内乳糖従事労働者 5,312人 合意の効力の及ぶ労働者数 1,951人	改正の決定を求める	公正競争 (参考) 合意の効力の及ぶ労働者の割合 $1,951/5,320 \times 100 = 36.67\%$ 最も低い労働協約の金額 (時間額) 1,110円	
2	北海道鉄鋼業最低賃金 (通称：鉄鋼)	日本基幹産業労働組合連合会 北海道本部 委員長 荒川 孝志	北海道内鉄鋼従事労働者 4,067人 労働協約の適用労働者数 3,075人	改正の決定を求める	労働協約 労働協約の適用労働者数の割合 $3,075/4,070 \times 100 = 75.55\%$ 最も低い労働協約の金額 (時間額) 1,186円	
3	北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (通称：電気)	全日本電機・電子・情報関連産業 労働組合連合会北海道地方協議会 議長 谷口 幸一	北海道内電気従事労働者 7,176人 労働協約の適用労働者数 2,474人	改正の決定を求める	労働協約 労働協約の適用労働者数の割合 $2,474/7,180 \times 100 = 34.45\%$ 最も低い労働協約の金額 (時間額) 1,131円	
4	北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金 (通称：船舶)	全北海道造船機械労働組合 協議会 議長 橋本 康憲	北海道内船舶従事労働者 1,031人 労働協約の適用労働者数 397人	改正の決定を求める	労働協約 労働協約の適用労働者数の割合 $397/1,040 \times 100 = 38.17\%$ 最も低い労働協約の金額 (時間額) 1,217円	

2025年7月11日

北海道労働局長殿

札幌市豊平区月寒東1条15丁目2
日本食品関連産業労働組合総連合会
北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対
代表 井上
副代表 宮崎 圭
事務局 長谷 歩

申 出 書

最低賃金法15条の規定により、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
北海道において処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業を営む使用者に使用される労働者
約5,033人(95事業所)
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
「北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金」
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
北海道内の処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業における企業間、地域間、組織労働者と非組織労働者間で賃金格差が生じており、北海道内における処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとする。
5. 添付書類
 - (1) 協議組織における合意の内容を表す書面の写
 - (2) 機関決定の写
 - (3) 個々の労働者又は従業員組織における合意書
 - (4) 申出代表者に対する委任状
 - (5) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数および該当地域内の同種の労働者の概数
 - (6) 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金改定の必要性のための説明資料

以上

2025年7月1日

北海道労働局長
村松 達也 様

北海道室蘭 目 5・12
日本基幹産業 会北海道
委 員 長 孝

申 出 書

最低賃金法第15条の規程により、北海道鉄鋼業の最低賃金の改正を下記の通り申出る。

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
北海道において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者 3,998人
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
北海道鉄鋼業最低賃金
3. 申出の内容
改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
①賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上を満たしていること。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{北海道における鉄鋼業を営む使用者に使用されている労働者数}} = \frac{3,075人 \times 100}{3,998人} = 76.9\%$$

$$\begin{aligned} \text{(最も低い) 労働協約の金額} &= 194,000\text{円/月 額} \\ &= 9,488\text{円/日 額} \\ &= 1,186\text{円/時間額} \\ \text{現在適用されている法定最低賃金額} &= 1,100\text{円/時間額} \end{aligned}$$

5. 添付書類
①労働協約の写、②申出合意書および委任状、③北海道における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概要および、この内該当労働協約の適用を受ける基幹的労働者数、④最低賃金月額および所定労働時間数・所定労働日数

以 上



2025年7月2日

北海道労働局長 殿

札幌市中央区南2条西6丁目
全日本電機・電子・情報関連産業
労働組合連合会北海道地方協議会
議 長 谷 口 幸

申 出 書

最低賃金法第15条の規定により、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
北海道において北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者〔6,878名〕
2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名
北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
3. 申出内容
上記2の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者2,474名

(賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数)	2,474	÷	35.97%
(北海道における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数)	6,878		

・労働協約の金額（最低金額）：月額 180,000円 日額 9,050円 時間額 1,131円
・現在適用されている法定最低賃金額：時間額 1,049円

5. 添付書類
 - (1) 事業所別適用労働者数と所定労働時間及び所定労働日数一覧
 - (2) 申出合意書及び委任状
 - (3) 労働協約書・覚え書の写し



以 上

2025 年 7 月 4 日

北海道労働局長
村松 達也 殿

北海道函館市入船町 2 番 23 号
全北 労働組合協議会
(北 賃金連絡会)
議 康
(会

申し出書

最低賃金法第 15 条の規定により、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業の改正を下記の通り申し出る。

1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

北海道において船舶製造・修理業、船体ブロック製造業を営む使用者に使用される労働者

2、改正の決定を申し出る最低賃金の件名

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金

3、申し出の内容

改正の決定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による

4、申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が 3 分の 1 以上を満たしていること

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約適用労働者数}}{\text{北海道における造船業を営む使用者に使用されている労働者 940 人}} = \frac{397 \times 100}{940} = 43.6\%$$

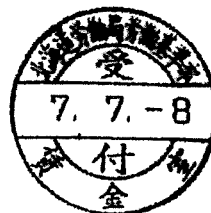
(最も低い) 労働協約の金額 = /月額 198,730 円
/時間額 1,217 円

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,040 円/時間

5、添付書類

①労働協約の写し ②申出合意書および委任状 ③北海道における造船業の労働者数の概要および該当労働協約の適用を受ける基幹的労働者数 ④最低賃金月額および所定内労働時間・所定内労働日数

以 上



(案)

北労発基 0730 第 1 号
令和 7 年 7 月 30 日

北海道地方最低賃金審議会
会 長 亀 野 淳 殿

北海道労働局長
村 松 達 也

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金

北海道鉄鋼業最低賃金

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金



令和 7 年 8 月 8 日

北海道労働局長 村松 達也 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 3 0 日付けをもって最低賃金法第 2 1 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金
北海道鉄鋼業最低賃金
北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金



北労発基 0108 第 1 号
令和 7 年 8 月 8 日

北海道地方最低賃金審議会
会 長 亀野 淳 殿

北海道労働局長 村松 達也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金

北海道鉄鋼業最低賃金

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	3営業日 →	官総 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
9月1日(月)		9月16日(火)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月22日(月)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月4日(木)		9月19日(金)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月5日(金)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月6日(土)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月7日(日)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月8日(月)		9月24日(水)		9月28日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月9日(火)		9月24日(水)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月10日(水)		9月25日(木)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月1日(水)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月3日(金)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月6日(月)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月8日(水)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月10日(金)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月14日(火)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月16日(木)		10月27日(月)		11月26日(水)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月20日(月)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月28日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月22日(水)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月24日(金)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		10月27日(月)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		10月29日(水)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		10月31日(金)		11月12日(水)		12月12日(金)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	3営業日 →	官総 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
10月14日(火)		10月29日(水)		11月4日(火)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月5日(水)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月6日(木)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月10日(月)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月11日(火)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月12日(水)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月14日(金)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月17日(月)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月18日(火)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		11月19日(水)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月1日(土)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月2日(日)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月3日(月)		11月18日(火)		11月21日(金)		12月3日(水)		1月2日(金)
11月4日(火)		11月19日(水)		11月25日(火)		12月4日(木)		1月3日(土)
11月5日(水)		11月20日(木)		11月26日(水)		12月5日(金)		1月4日(日)
11月6日(木)		11月21日(金)		11月27日(木)		12月8日(月)		1月7日(水)
11月7日(金)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月8日(土)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月9日(日)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月10日(月)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月11日(火)		11月26日(水)		12月1日(月)		12月10日(水)		1月9日(金)
11月12日(水)		11月27日(木)		12月2日(火)		12月11日(木)		1月10日(土)
11月13日(木)		11月28日(金)		12月3日(水)		12月12日(金)		1月11日(日)
11月14日(金)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月15日(土)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月16日(日)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月17日(月)		12月2日(火)		12月5日(金)		12月16日(火)		1月15日(木)
11月18日(火)		12月3日(水)		12月8日(月)		12月17日(水)		1月16日(金)
11月19日(水)		12月4日(木)		12月9日(火)		12月18日(木)		1月17日(土)
11月20日(木)		12月5日(金)		12月10日(水)		12月19日(金)		1月18日(日)
11月21日(金)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月22日(土)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月23日(日)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月24日(月)		12月9日(火)		12月12日(金)		12月23日(火)		1月22日(木)
11月25日(火)		12月10日(水)		12月15日(月)		12月24日(水)		1月23日(金)

2025 年 6 月 13 日

北海道労働局

局 長 村 松 達 也 様

日本労働組合総連合会北海道連合会

会 長 須 間 等

日本労働組合総連合会北海道連合会

最低賃金対策委員会

副 委 員 長 金 子 ユ リ

2025 年度北海道最低賃金改正等に関する要請書

2025 年度の春季生活闘争は北海道の経済が新たなステージへの定着がはかれるかどうかの正念場であり、連合北海道に集う働く仲間が一丸となって交渉に臨んでおります。賃上げがあたりまえの社会を実現するためには、いま、この流れを未組織の労働者も含めた社会の隅々にまで確実に波及させなければなりません。

日本の最低賃金は諸外国と比較して低位にとどまり、労働の対価にふさわしいナショナルミニマム水準へと引き上げる必要があります。現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしに大きな影響を及ぼしています。あわせて、北海道の最低賃金 1,010 円は全国平均にすら届いておらず、北海道経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさを助長していると考えられます。

こうした中、一昨年に示された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の認知と実効性の向上をはじめとし、中小企業等の支払い能力を担保する各種支援策の拡充と周知が欠かせません。

以上の認識のもと、最低賃金等の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 北海道最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引き上げ

地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した引き上げ額が決定されるよう、事務局として最大限努力すること。

(2) 早期発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。北海道地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、10 月 1 日発効、または、限りなく近づけるよう配慮すること。

(3) 地域間格差の是正

この間の中央の審議において地域間額差が大きな論点になっていることを踏まえ、まずは地賃平均額との額差縮小をはかるよう審議を促すこと。

2. 労務費の上昇分を含めた適切な価格転嫁に向けた対応

(1) 労務費の上昇分を含めた適切な価格転嫁に向けた対応

中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係機関と連携をはかること。また 1 月 22 日に開催された「北海道政労使会議」の共同宣言の遵守を促すこと。

(2) 各種助成金の活用促進

業務改善助成金および各種助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。北海道の審議会において、公労使がその意義・目的を十分認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる審議会運営がなされるよう指導を徹底すること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。また、最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、北海道内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。

最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、働き方の実態に応じて適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、地方自治体等に対して指導を強化すること。

以 上

2025 年 8 月 12 日

2025 年度北海道地方最低賃金改定に関する談話

日本労働組合総連合会北海道連合会

事務局長 和田 英浩

2025 年度北海道地方最低賃金審議会は 8 月 8 日、2025 年度北海道の最低賃金を 65 円引き上げ 1,075 円に改訂し、10 月 4 日から発効することで結審した。

本年度の改正審議は、2025 春季生活闘争で昨年を上回る水準の賃上げだったことや消費者物価指数が全国平均より上昇していること、さらには北海道の景況を示す指標が全国と同等あるいはやや高い水準となっていること、地域間格差是正などを踏まえ、真摯に議論をした結果と受け止める。また、目安伝達が例年より遅れた中で、早期発効に向けて審議が行われたことについては率直に評価したい。

本年度、中央最低賃金審議会では、地域別最低賃金の改定目安額について A・B ランクが 63 円、C ランクが 64 円と初めて下位ランクが上位ランクの金額を上回った中で、北海道でも本格的な金額審議が行われた。

北海道地方最低賃金審議会専門部会で労働者側委員は、民間のパート・アルバイト等の募集平均時給が 1,100 円未満では少数であること、住居費を除く生活コストが首都圏と同等であること、最低賃金近傍で働く者に大きく影響を与える食料品の物価が上昇していること、前年の改正状況では北海道より金額が低い県の 76% 強が目安を上回り地域間額差を含めた改正が行われていることなどを主張し、北海道においても目安額以上の改定を求めてきた。

過去最高額となる目安にプラス 2 円での結審は、影響率が全国平均より高い傾向にある北海道において、最低賃金改定による底上げが何より重要であり、全労働者の 4 人に 1 人以上が改善されることは評価できる。

連合北海道は、労働者が安心して生活ができる社会の実現、とりわけ労働組合に加盟していない労働者を含めた社会全体の賃金の引き上げに向けて、今後もあらゆる機会を通じて企業間取引における価格転嫁の重要性を訴え続けるとともに、企業における各種助成制度の活用を拡大するためのさらなる情報発信や制度の見直しなども求め続け、9 月から始まる特定（産業別）最低賃金の引き上げについても全力を挙げて取り組んでいく。



2025/09/24 16:23

2025年度地域別最低賃金金額改正状況

連合 労働条件・中小地域対策局

03-5295-0517

ラン ク	都道府 県名	2024年度	2025年度改定				2025年度決定状況					指 定 発	発効日	影響率 (参考)
		最低賃金額	最低賃金額			専門部会	6条	採 決	審議会	採 決				
		時間額	時間額	引上げ額	率	決定日	5項		結審日					
A	東京	1163	1226	63	5.42%	8月7日		●	8月7日	●		10月3日	21.00	
	神奈川	1162	1225	63	5.42%	8月8日		○	8月8日	○		10月4日	31.90	
	大阪	1114	1177	63	5.66%	8月19日	有	○	—	—		10月16日	29.40	
	埼玉	1078	1141	63	5.84%	8月8日		▲	8月8日	▲	指	11月1日		
	愛知	1077	1140	63	5.85%	8月21日		▲	8月21日	▲		10月18日	27.40	
	千葉	1076	1140	64	5.95%	8月7日		●	8月7日	●		10月3日	29.50	
B	京都	1058	1122	64	6.05%	8月27日		◇☆	8月27日	◇☆	指	11月21日	28.30	
	兵庫	1052	1116	64	6.08%	8月8日		●	8月8日	●		10月4日	30.73	
	静岡	1034	1097	63	6.09%	8月26日		▲	8月26日	▲		11月1日	29.80	
	三重	1023	1087	64	6.26%	8月14日		◆	8月15日	◆	指	11月21日	21.40	
	広島	1020	1085	65	6.37%	8月18日		●	8月18日	●	指	11月1日	24.50	
	滋賀	1017	1080	63	6.19%	8月8日		▲	8月8日	▲☆		10月5日	27.00	
	北海道	1010	1075	65	6.44%	8月8日		●	8月8日	●		10月4日	26.56	
	茨城	1005	1074	69	6.87%	8月18日		●	8月18日	●		10月12日	27.60	
	栃木	1004	1068	64	6.37%	8月5日	有	○	—	—		10月1日	30.49	
	岐阜	1001	1065	64	6.39%	8月19日	有	○	—	—		10月18日	28.30	
	群馬	985	1063	78	7.92%	8月26日		●	8月26日	●	指	3月1日	28.92	
	富山	998	1062	64	6.41%	8月18日		●	8月18日	●		10月12日	23.70	
	長野	998	1061	63	6.31%	8月7日		▲	8月7日	▲		10月3日	26.10	
	福岡	992	1057	65	6.55%	8月20日		●	8月20日	●	指	11月16日	21.50	
	石川	984	1054	70	7.11%	8月12日		☆	8月12日	☆		10月8日	29.28	
	福井	984	1053	69	7.01%	8月12日		●	8月12日	●		10月8日	26.50	
	山梨	988	1052	64	6.48%	8月25日		○	8月27日	△	指	12月1日		
	奈良	986	1051	65	6.59%	8月9日		○	8月9日	○	指	11月16日		
	新潟	985	1050	65	6.60%	8月6日		●	8月6日	●		10月2日	26.31	
	岡山	982	1047	65	6.62%	8月20日		▲	8月20日	▲	指	12月1日	25.94	
	徳島	980	1046	66	6.73%	9月1日		○	9月1日		指	1月1日	29.22	
	和歌山	980	1045	65	6.63%	8月21日		○	8月21日		指	11月1日	26.50	
	山口	979	1043	64	6.54%	8月19日		●	8月19日	●		10月16日	31.70	
	宮城	973	1038	65	6.68%	8月8日		△☆	8月8日	△☆		10月4日	25.49	
	香川	970	1036	66	6.80%	8月20日		◆	8月20日	◆		10月18日	25.80	
	島根	962	1033	71	7.38%	8月18日		●	8月18日	●	指	11月17日	27.30	
	愛媛	956	1033	77	8.05%	9月1日	有	○	—	—	指	12月1日	30.17	
	福島	955	1033	78	8.17%	9月2日		●	9月5日	●	指	1月1日	30.89	
C	大分	954	1035	81	8.49%	9月4日		●	9月4日	●	指	1月1日	35.90	
	熊本	952	1034	82	8.61%	9月4日		□	9月4日	□	指	1月1日	31.40	
	山形	955	1032	77	8.06%	9月2日		○	9月3日	☆	指	12月23日	31.01	
	長崎	953	1031	78	8.18%	9月2日		■	9月2日	■	指	12月1日	35.90	
	岩手	952	1031	79	8.30%	8月27日		■	8月28日	■	指	12月1日	33.30	
	秋田	951	1031	80	8.41%	8月25日		●	8月25日	●	指	3月31日	34.00	
	鳥取	957	1030	73	7.63%	8月8日	有	○	—	—		10月4日	30.20	
	佐賀	956	1030	74	7.74%	8月26日		■	8月26日	■	指	11月21日	35.20	
	青森	953	1029	76	7.97%	8月28日		●	8月28日	●	指	11月21日	32.10	
	鹿児島	953	1026	73	7.66%	8月29日		●	8月29日	●	指	11月1日	30.78	
	高知	952	1023	71	7.46%	8月29日	有	○	—	—	指	12月1日	32.12	
	宮崎	952	1023	71	7.46%	8月25日		□	8月25日	●	指	11月16日	30.22	
沖縄	952	1023	71	7.46%	8月26日		●	8月26日	●	指	12月1日	29.40		
加重平均														

※ 決定状況表示 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ▲:労働者側反対 ☆:使用者側一部反対 △:労働者側一部反対 ★:使用者側一部棄権
■:使用者側退席 ◆:労働者側退席 □:使用者側一部退席 ◇:労働者側一部退席 ▽:労働者側一部棄権

※ 加重平均は、厚生労働省発表による

2025 最賃 News

2025 年 7 月 31 日 第 1 号

発行：連合北海道最賃対策委員会

■ 2025 北海道最低賃金の改正に向けた労働局要請

6 月 13 日、連合北海道最低賃金対策委員会は北海道労働局に対し、「最低賃金改正等に関する要請」を行った。要請では労働団体として引き上げへの考え方や最低賃金審議会の事務局として円滑かつ十分な審議が行うこと、10 月 1 日発効に向けたスケジュール設定等要請した。

冒頭、要請メンバーを代表して挨拶した連合北海道の金子副事務局長（最低賃金審議会 労働者側委員）は「今年の金額審議も物価高を考慮する必要がある。北海道は最低賃金近傍で生計を立てている方の割合が他県と比べて高い傾向にあり、家計に与えるダメージは大きいといえる。

加えて、今年の春闘の結果を、労働組合のない労働者へも波及させ、最低賃金の全国平均との額差縮小のために、十分な議論が行える日程の調整」を求め、要請書を手交した。



足立労働基準部長（左）と金子副事務局長（右）

■ 大幅引き上げを目指し、労働局前で昼休み集会

7 月 30 日、金額審議の本格化に合わせ、第一合同庁舎前で「大幅引き上げ求める集会」を開催し、約 60 名が参加した。主催者を代表して連合北海道の金子副事務局長は、最低賃金は全ての労働者に適用される重要な法律と確認した上で「前年度は過去最大の 50 円を目安額で伝達されたものの、それを超える引き上げを主張してきた。中小零細企業への負担に配慮するとともに、働く者の生活を考えなければならなく、春闘で高水準の賃上げがなされている現状でも、物価高により生活のうるおいを感じられない現状がある。そのうえで、組織されていない労働者への影響はさらに大きく、すべての働く者の処遇改善を目指す連合としては、最低賃金を目安額以上の引き上げは必須である」と訴え、「審議やマ場に向け、思いをひとつにし、今後の動向に注力してほしい」と参加者に呼びかけた。



第一合同庁舎でのシュプレヒコール

最後には、参加者一同で第一合同庁舎に向かって、シュプレヒコールを行い集会を閉会した。

■ 第 2 回 連合北海道最低賃金対策委員会の開催

7 月 30 日、第 2 回最低賃金対策委員会を開催し、労働者側の主張内容とともに、これまでの審議経過や今後の審議日程、取り組み内容について情報共有を図った。連合北海道の山田組織労働局長（最低賃金審議会 労働者側委員）は、これまでの経過について「中賃目安審議会において未だ審議中であり、同日午前中に行われた第 2 回最低賃金審議会では、目安額の伝達が行われなかった。」と報告した上で「今後、目安額が決定され次第、北海道では専門部会で伝達される予定であり、金額審議が本格化する。10 月 1 日発効を目指すためには 8 月 5 日までに答申がなされる必要があり、厳しい現状にあるが、その中でも中賃目安額＋ α の引き上げに向け精力的に取り組むを進める」と方向性を共有した。

2025 最賃 News

2025 年 8 月 12 日 第 2 号

発行：連合北海道最賃対策委員会

北海道の最低賃金は 1, 0 7 5 円に！

北海道地方最低賃金審議会(以下、最賃審議会)は 8 月 8 日、2025 年度北海道最低賃金について、現行の 1,010 円から 65 円引き上げ、時給 1,075 円、発効日は 10 月 4 日で結審した。

■ 2025 地域別最低賃金の改定目安額が決定

中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会は 8 月 4 日、地域別最低賃金の改定目安額を A ランク 63 円、B ランク 63 円、C ランク 64 円（引き上げ率 6%）とした。

いずれも過去最大の目安額となった背景には、労働者の生活実感の向上について重点的に議論されたことにあり、消費者物価指数が平均 3.9%、また「頻繁に購入」する品目を含めた、生活必需品等の支出項目の消費者物価が 4.2%～6.7%（昨年 10 月～今年 6 月の統計）と昨年に引き続き高い水準となっていることが勘案された。さらに 2025 春闘の正社員・有期契約等労働者の賃上げが 5%台と昨年を上回る結果となっていること、景気や企業の利益において改善傾向にあり、賃金改定状況調査結果に基づく賃金上昇率も昨年を上回る水準の引き上げとなっていることなど中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることも重視された。

■ 北海道最低賃金 目安を上回る 65 円の引き上げで結審！

B ランクに属する北海道では、63 円の目安伝達をうけ、8 月 5 日から 8 月 8 日にかけて集中的に金額審議が行われた。最賃審議会は全 3 回、専門部会は全 6 回にわたり議論を繰り広げ、8 月 8 日、第 3 回最賃審議会において、過去最大額となる目安にプラス 2 円の 65 円の引き上げ、時給 1,075 円、発効日は 10 月 4 日で結審した。

昨年の引き上げ 50 円に続き、過去最大の引き上げとなった背景には、①北海道の消費者物価指数（昨年 10 月～今年 6 月）が平均 4.1%（昨年同期 3.6%）と全国平均 3.9%を上回り高い水準で推移していること、特に「食料」については平均 6.5%と昨年同期 5.2%を上回り、物価高による最低賃金近傍での賃金水準にある労働者の生活の苦しさが考慮され、②道内の賃上げ状況については、連合北海道 4.91%・各経済団体の指標・賃金改定状況調査結果による B ランク賃金上昇率 3.4%、いずれも昨年を上回る結果となっていること、③道内の景気状況について、法人企業景気予測調査や企業短期経済観測調査などの指標から全国と同等あるいはやや高い水準であることが認められること、④地域間格差の是正の観点から全国加重平均との差が拡大していること、などを総合的に勘案された。

この期間労働者側委員として、北海道の民間パート・アルバイト等の求人サイト募集時給が 1,100 円以上の企業が多数であること、居住費を除く物価上昇が全国平均より 0.2 ポイント高く、生活コストが首都圏と同等であること、2025 春闘賃上げ結果（連合北海道集計）、特に全国加重平均との乖離縮小について、前年の改正状況で北海道より金額が低い県の 76%強が目安額を上回っていることなどを主張し、目安額以上の改定を求めてきた。

今年の 65 円引き上げについて労働者側委員は「道内労働者の 4 人に 1 人以上が賃金改善されること、加えて過去最大の目安額を上回る結審に至ったことは地域間格差の是正に向けた第一歩であると評価できる」とした上で「依然として全国加重平均との乖離があり、今後も継続的な地域間格差是正に重点を置いた審議が求められる。多くの未組織労働者は自身の賃金の引き上げには関与できず、最低賃金の金額がもたらす影響は大きい。」と改めて確認した。また「持続的な地域最賃の引き上げのために、パートナースhip構築宣言及び北海道政労使会議で採択された共同宣言の遵守と労務費を含めた適正な価格での取引や価格転嫁、環境整備についてより一層の前進を期待したい」と意見した。

～2025年度北海道最低賃金の取り組みを終えて～

連合北海道の本年度の北海道地方最低賃金改定に対する取り組みはここで収束となります。産別・単組・地協・地区連合をはじめ各級議員、そしてその他多くの皆様には、地方議会における意見書採択、審議会山場に向けた FAX 行動、街頭集会の取り組みへのご協力に感謝申し上げます。

連合北海道は、労働者が安心して生活できる社会の実現、とりわけ労働組合に加盟していない労働者を含めた社会全体の賃金引き上げに向けて、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守、さらに中小・小規模企業の経営環境がより強固となるよう政府施策の早期かつ確実な実施と、9 月から始まる特定(産業別)最低賃金の引き上げを強く求めています。

2025 最賃 News

2025 年 10 月 14 日 第 3 号

発行：連合北海道最賃対策委員会

北海道の最賃は 10 月 4 日から時給 1,075 円！

10 月 4 日から北海道最低賃金が65円引き上げの時給1,075円に改定されることに伴い、連合北海道及び石狩地域協議会(札幌地区連合)、札幌市議会民主市民連合は10月3日、最低賃金改定の周知街宣を行い、1,075円への改定や給与の確認、相談先として労働相談ダイヤルの周知を図った。

●地域最賃改定の周知街宣を実施！チラシ入りポケットティッシュも配布！

札幌三越前では北海道最低賃金審議会委員である連合北海道の金子副事務局長・山田組織労働局長や石狩地協の山口事務局長、松原淳二氏ほか 2 名の札幌市議会議員が 10 月 4 日から北海道地域別最低賃金が時給 1,075 円に改定されることを周知した。金子副事務局長は今年度の改定に関して「すべての都道府県で時給 1,000 円を超え、連合が掲げる『誰もが時給 1,000 円』の実現を達成した。上から 13 番目の額となる北海道においては地域間額差是正を目指し、まずは全国平均 1,121 円との額差縮小に向け取り組む」と訴えた。その上で「最低賃金はすべての労働者に適用され、北海道では 4 人に 1 人以上に影響がある。時給 1,075 円を下回る場合は差額を請求できること、事業主が支払わない場合は 50 万円以下の罰金が科される」として、自身の給与確認や相談先として連合労働相談ダイヤルを挙げた。



一方、最低賃金が 65 円と過去最大の引き上げ額となる北海道では 99%が中小地場企業であることを踏まえて、連合北海道がこの間、賃上げ原資の確保のための価格転嫁が実施できる環境整備や指針の周知徹底を強く労働局等に要請してきたこと、加えて「企業は最低賃金改定による賃金改善のために公的支援も活用しながら履行確保して欲しい」と事業者内での最低賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」や各種助成金、その他支援施策の相談先である「働き方改革推進支援センター」など中小企業への支援事業の活用を呼びかけた。

●特定最低賃金 4 業種が結審！

8 月に北海道最低賃金が結審したことに伴い、9 月には特定最低賃金 4 業種（鉄鋼、電機、乳糖、船舶）の改定審議が本格的スタートした。9 月 25 日には第 3 回連合北海道最低賃金対策委員会を開催し、特定最低賃金 4 業種の金額審議状況や引き上げへの考え方などを共有し、10 月 2 日まではすべての業種で結審した。この間の取り組みに感謝申し上げます。

<2025 年度特定最低賃金改定結果> ※（ ）内は前年比

	鉄鋼	電機	乳糖	船舶
金額	1,165 円(+65 円)	1,116 円(+67 円)	1,113 円(+65 円)	1,105 円(+65 円)
発効日	2025.12.1	2025.12.1	2025.12.1	2025.12.1

